

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する
調査特別委員会会議録（その27）

招集年月日時刻及び場所

平成18年1月26日（木） 午前10時30分

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長	小林	実
副委員長	宮澤	敏文
委員	平野	成基
委員	小池	清
委員	服部	宏昭
委員	木下	茂人
委員	石坂	千穂
委員	毛利	栄子
委員	下村	恭
委員	林	奉文
委員	鈴木	清
委員	竹内	久幸
委員	宮澤	宗弘
委員	清水	洋
委員	高見澤	敏光
委員	柳田	清二
委員	倉田	竜彦

欠席した委員の氏名

なし

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

会議に付した事項

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項

開会時刻 午前10時57分

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、これまでの本委員会における証人尋問を踏まえた論点整理を行います。

これより、本委員会に付託されました調査事件について、調査を行います。この際、これまでの証人尋問を踏まえ、各党派等の考え方や問題点等について意見を述べていただきたいと思います。

最初に、付託事件の1番目の項目、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項について、順次発言を求めます。

柳田委員 大変御苦労様でございます。当委員会におきましての委員会、その事実認定に関しまして申し入れをさせていただきたいと思っておりますので、御協議をさせていただきたいというふうに思います。

委員会報告事実認定への申し入れの1番目といたしまして、事実、小林誠一氏による、これは字句訂正でお配りした資料に加えていただきたいと思いますと思いますが、小林誠一氏による「後援会幹部という地位を利用した」という言葉を入れていただきたいと思います。後援会幹部という地位を利用した最も早い段階での県下水道事業への働き掛けは、平成12年11月8日であるという事実の認定を願ひ出るものであります。根拠といたしまして、本委員会での当時の土木部下水道課技術専門幹田中利喜夫証人の証言によるものであります。

委員会報告事実認定への申し入れ2番目、事実といたしまして、小林誠一氏は、平成13年12月28日、文書で自分自身の意見を提出している。下水道公社技術援助業務費の値上げ要求、北佐久広域事業所での下水道公社とN社の問題、平成13年度下水道公社見直し作業。この行為は、働き掛けであったという事実の認定を願ひ出るものであります。根拠といたしまして、田中利喜夫氏の証言であります。

申し入れの3番目、事実といたしまして、平成14年2月5日に小林誠一氏は、下水道公社笠原専務理事と面会しており、この模様を笠原専務理事は、雑談形式のものであったと証言していますが、事実は、知事後援会幹部という地位を利用した働き掛けであったという事実の認定を願ひ出るものであります。根拠といたしまして、笠原氏の証言によると名刺交換をし、小林誠一氏は、知事後援会幹部であることも伝えております。また、下水道公社の本委員

会へ提出された記録によると、この面会時間は2時間45分に及んでおり、その中で「地元業者に発注するとした転換を図れないか」「大手を排除できないか」「広域下水道を割って出すことができないか」「J Vの考えを来年に延ばせないか」など雑談ではなく、明らかに働き掛けを行っていることによるものであります。

委員会報告認定への申し入れ4番目でございます。事実、平成14年11月28日、松本合同庁舎において行われました下水道関係の会合が、この会合は、小林誠一氏の主導によって開催されたという事実の認定を願い出るものであります。根拠といたしまして、この席に同席した大月氏が、知事や県職員に下水道にかかわる問題意識を認識させるために企画したものであるという印象を受けた点。この席で小林誠一氏から「下水道あり方検討委員会」の資料が配布された点。下水道課及び下水道公社関係者は、出席もせず会合開催の事実も伝えられていなかった点であります。

5番目でございます。事実、11月25日の小林誠一氏が作成した「下水道公社改革案」がもとになり、12月25日の知事方針「下水道公社改革の方向」が作成されているという事実の認定を願い出ます。根拠、小林誠一氏の証言によると平成14年11月25日に小林誠一氏によって「下水道公社改革案」という文書が作成されています。そういう証言をしています。また、12月25日の知事方針「下水道公社改革の方向」が、「下水道公社改革案」と酷似をしている点であります。

6番目の申し入れです。平成15年1月21日、下水道公社は「下水道公社改革の方向についての検討結果」を提出しますが、当該文書の冒頭に「はじめに」と題して、下水道公社の沿革が記されていますが、この記述は、田中邦治下水道公社専務理事の指示によって加えられた文章であり、その動機は、知事は下水道についてあまり理解していないのではないかという思いであったという事実の認定を願い出るものであります。根拠は、田中邦治氏の証言によるものであります。

申し入れの7番目、平成15年1月21日に下水道公社が作成した「下水道公社改革の方向についての検討結果」を踏まえて、1月29日の「知事決裁文書」に至るまでの作業の中で、経営戦略局近藤眞証人は、経常J Vに疑問を呈したり、県内本社企業の優遇策、具体的には、入札参加企業を多くさせるためにランクの撤廃なども主張しています。これは、小林誠一氏の主張の影響を受けていると考えられる事実の認定を願い出るものであります。根拠といたしまして、近藤証人の証言によると、近藤証人は、当時、頻繁に政策秘書室に出入りをしていた小林誠一氏に複数回面会をしている点。近藤証人の証言によると、当時下水道課と行っていた調整についてペーパーを提示して意見を求めることはなかったが、えんきよくに意見を求めたことはあったという事実です。近藤証人の証言によると、平成14年11月28日、

松本合同庁舎においてある下水道関係の会合に出席し、専門的な話題ばかりで理解ができず、メモすらとることができなかつたとしており、約2カ月の間に専門分野について大きな決定事項に加わるまでの知識を持ち得たとは考えにくい点。田中利喜夫証人は証言の中で、技術専門幹という立場で近藤氏の主張に対して、入札参加資格要件は技術者の数と考えており、下水道は24時間動くものであるため、技術者が少なくてはいけないことや、一括管理の内容といった初歩的な内容についても説明を行っている点であります。

申し入れの8番目。平成15年1月29日、政策秘書室の近藤主査により知事決裁事項が配布されたが、この知事決裁文書は近藤氏によってまとめられたとされていますが、小林誠一氏の意志が反映されたと考えられる事実の認定を願い出るものであります。根拠といたしましては、委員会報告事実認定への申し入れ、一つ前と同様に、近藤証人は、下水道行政及び下水道公社について専門的知識を有していないためであります。

申し入れの9番目でございます。平成15年1月29日、政策秘書室の近藤主査により知事決裁事項が配布されましたが、この知事決裁文書は、知事決裁は行われなかった事実の認定を願い出るものであります。根拠の近藤氏は、この知事決裁は大月氏が行ったと証言しています。一方で大月良則証人によれば、土木部との調整は近藤氏によって行われており、自分自身には口頭での報告程度のものであった。同行した可能性もあるが、その場合においても近藤氏が報告を行ったと思うと、こう証言しています。土木部との折衝、調整は、土木部関係者の証言からも近藤氏が行った事実は明確であり、知事に対して説明を行え得る人物は、近藤氏のみであったという事実であります。

申し入れの10番目、事実といたしまして、平成15年2月14日、田中知事が「小林誠一氏を悪く言う人がいるが、いい人だと思うので、土木部長が小林誠一さんと会って対応を決めるように」と発言をした事実の認定を願い出るものであります。根拠のこの知事の発言を小市土木部長と田中専務理事から矢澤下水道課長が聞いている点。経営戦略局と下水道課のあつれきが広がる中で、知事の判断について重大な関心を寄せていた矢澤課長の証言には、信憑性がある点。小市証人は、このときの様子を克明に記憶していませんが、矢澤証人の証言を是認している点であります。

申し入れの11番目でございます。事実、平成15年2月上旬、近藤証人は、上司である大月証人が関知しないところで意思疎通を、知事とですね、関知しないところで意思疎通を図っていたという事実の認定を願い出るものであります。その根拠は、平成15年2月14日午後1時に、小林誠一氏、小市土木部長、近藤主査が、県庁3階政策秘書室応接室で会談をしました。このとき近藤主査から1枚のペーパーが示されています。このペーパーは、2月8日もしくは9日に近藤主査によって作成されたものであります。その後、日付は不明ながら、

近藤主査から大月企画員に渡され、知事に渡されました。大月証人によると、その際、近藤主査は、「渡すだけで知事はわかるから、これでいいか確認をしてくれ。」と大月証人に依頼をしている点であります。

申し入れの12番目、平成15年2月14日午後1時に行われた小林誠一氏、小市土木部長、近藤主査が、県庁3階政策秘書室応接室で会談を行いました。小林誠一氏に平成15年度の入札の方向性を示すための機会であったと考えられるという事実の認定を願い出るものであります。同じ理由がありますのでもう一つの事実を申し入れの13番目として申し上げたいと思います。小林誠一氏の了解を得たことによって、平成15年度の方が決定されたと考えられるという2点について、事実認定をお願いしたいと思います。根拠としまして、小市証人の証言によると、近藤氏から提示されたペーパーを見て小林誠一氏は、「いろいろやってきたけれど、いろいろ問題もあるようだから、15年度はとりあえず継続でいい。そのかわり15年度の早い時期にそういう方向でもう一度市町村も含めてきちんと了解をとって、検討していくように」と話し、小市土木部長もそのように検討することを伝え、そのペーパーをもって下水道課に指示を出したという事実に基づくものであります。

申し入れの14番目、平成15年2月14日午後1時に行われた小林誠一氏、小市土木部長、近藤主査の県庁3階政策秘書室応接室での会談において、近藤証人から1枚のペーパーが提示されました。近藤証人の行った行為は、地方公務員の持つ守秘義務違反に当たるという事実の認定を願い出るものであります。その根拠といたしまして、近藤証人自身が不用意であったと述べている点。地方公務員法第34条、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」という条文に基づくものであります。

申し入れの15番目、平成15年2月17日、下水道課では問題が生じていた。千曲川下流処理場の業者が指名停止になっており、平成15年度に向けては入札を行わなくてはならないことと、公共下水道の佐久南部が3年に1度の入札時期を迎えることについては、どういった対応をすればいいのかという問題である。これは、2月14日に出された方針では対応できないことから、矢澤下水道課長が小市土木部長に、小林誠一氏に確認するように依頼した。土木部長は、近藤主査にその旨を伝えた。その土木部からの問いに対する回答は、近藤証人が作成したというものの、小林誠一氏や田中知事に確認をとったのかについては、だれの記憶にもなく、不可解な政策決定がなされたという事実の認定を願い出るものであります。根拠の近藤証人は、土木部の意思を小林誠一証人に伝えたかどうかについては記憶が定かではなく、知事に決裁をとった大月証人としている、決裁をとった人物が大月証人としているということです。大月証人は知事決裁をとった記憶がないという点についてでございます。

申し入れの16番目、平成15年2月17日の土木部からの問いに対する回答は、近藤証人が作

成したとされていますが、近藤証人が主体的に作成したものではないと考えられるという事実の認定を願い出るものであります。根拠の 下請要件について、下水道課を含む土木部では、既に1月29日の「30%以上・複数」という条件が出されていることから、あえて問い合わせを行っていないにもかかわらず「2社・1社10%以上」と変更している、その点ですね。

その理由として「今まで、随意契約でやってきた企業が2月の半ばに4月からということであり、30はきついのではないか」、このかぎ括弧の中は近藤証人の発言であります。と近藤証人は証言しているが、直前まで、受注希望型入札で行おうと近藤証人は主張をしていました。それらの行動と矛盾したものとなっていることを2つ目の理由としたいと思います。

「4流域については、県内業者2社（1社10%以上）の下請を入札条件とする。」と表記されていますが、これは千曲川下流処理場だけを意味するものであり、表記に誤りがあった点。この3点から申し出るものであります。

17番目、事実といたしまして、以前から知事の下水道に関する指示は、小林誠一氏の意志によって行われているという認識を、下水道行政にかかわりを持つ職員は感じていたという事実の認定を願い出るものであります。根拠の 2月14日の朝に知事が「小林誠一氏を悪く言う人がいるが、いい人だと思うので、土木部長が小林誠一さんと会って対応を決めるように」と告げたことに関して、当時下水道課課長補佐であった早川守証人は、「うわさの方がようやく登場してきた。」と感じたと証言している点。 2月17日、矢澤課長が、入札の詳細について小林誠一氏に確認してほしいと小市土木部長に依頼したのは、2月14日の朝の知事発言と、その午後に小林誠一氏と小市土木部長、近藤主査の会談によって平成15年度の発注方法が決定したことにより、決定権は、知事ではなく小林誠一氏にあったと認識していたことにほかならない行動であることによるものであります。

申し入れ18番目、事実といたしまして、田附保行氏は、ポストチャレンジに応募し、みずからの意志によって課長職を望んで就任しているという事実について、事実認定を求めるものであります。これは田附証人の証言によるものです。

申し入れの19番目、事実、平成15年10月10日に終了した9月定例議会のあと、当時の土木部会議室（土木部長室）で、小市土木部長は、当時の下水道課長田附保行氏と小林誠一氏に面会した。土木部長室での話し合いの後、田附課長と小林誠一氏は下水道公社に行った。田附氏は、この訪問は小林誠一氏からの申し出であり断ることができなかった。断ることによって、知事から人事等何らかの不利な待遇を与えられる可能性を危惧していたという事実の認定を願い出るものであります。根拠は田附証人の証言によるものです。

申し入れの20番目、事実といたしまして、結果的に平成16年度の流域下水道管理業務の3施設の県内業者への発注が小林誠一氏の意志によって決定され、その過程において、1施設

が従来どおりの発注となったが、その決定も小林誠一氏の了解によって決定しているという事実、この認定を願い出るものであります。根拠、田中邦治証人の高い信憑性の証言、以下の証言に基づいております。田中邦治証人の証言を読み上げさせていただきたいと思っております。平成15年10月10日に終了した9月定例議会のあと、下水道公社で、小林誠一氏、田附下水道課長、田中下水道公社理事長によって会談が行われた。事前の電話でこの訪問を拒絶した田中理事長は、言葉を発することもなく二人の話を聞くだけであった。小林誠一氏は、田附氏に流域下水道の管理業務を県内業者で行うよう要請すると、田附氏は承諾をした。そして、諏訪は管理が難しい施設であるが、諏訪も県内で行いたいと小林誠一氏が要望すると、諏訪も県内で行うことを田附証人は承諾をしました。田附氏は下水道課に戻ってから「田中理事長が、4流域下水道管理業務を県内業者でも行えると言ったので、流域下水道管理業務の委託先は県内にする」と言っていることを、当時の松野賢衛下水道課課長補佐らに伝えました。松野氏は、流域下水道のうち諏訪は溶融炉もあり、難易度の高い管理業務となることから、諏訪は県内業者ではなく今までどおりとしたいことを、小林誠一氏に了解してもらいたい旨を田中理事長に申し出ました。田中理事長は、自分自身が一切発言していない事実を田附氏が下水道課で発言したことに激怒しましたが、状況をかんがみて小林誠一氏に連絡をし、了解を得たという一連の証言によるものでございます。

申し入れの21番目、事実、平成16年度の流域下水道管理業務の入札は中止されますが、中止を求める野崎氏の行動は、野崎氏の一個人の意志として扱われたのではなく、土木部においては、知事の指示によるものであると認識されていたという事実の認定を願い出るものであります。この根拠は、松野課長補佐が作成した口頭電話記録においても知事の指示命令であったことが明記されていることによるものであります。

申し入れの22番目、野崎証人が中止を行うべきであると判断した背景には、小林誠一氏の発言の影響があるという事実の認定を願い出るものであります。根拠は、野崎証人は証言の中で、中止にするべきであるという心境に至る経過の中で、小林誠一氏に連絡をとり業界の状況を聞き、小林氏から「同業者から2、3同じような声を聞いている。」と返答されたとしていることによるものであります。

申し入れの23番目、事実、平成16年度の流域下水道管理業務の入札は中止されますが、この中止は、正当な理由のないものであったという事実の認定を願い出るものであります。根拠の 小市正英証人の高い信憑性の以下の証言に基づいております。2月24日以降、たび重なる野崎氏の中止を求める発言が繰り返された。それを受け下水道課では、牛越監理課長や小市土木部長も検討に加わり検討が繰り返され、知事からの指示であるので、このまま入札を続行すればさまざまな問題が生じるであろうことから、入札は中止し、もう一度時間をと

ってやり直す方向に課内の議論は進んでいった。3月1日、小市土木部長は、下水道公社専務理事、下水道課長、同課長補佐を呼び、下水道公社に入札を中止することをこれまでの経過も含めて伝え、入札中止理由は、後日詰めることにした。理由ありきではなくて、中止を決定した後に中止理由を決めているという点であります。

中止の理由は、3月26日入札、4月1日業務開始であり、5日間で技術者を確保しなければならず、県内の企業にあっては、この困難さから入札参加者が少なかったことが推測され、入札の公正な競争と適正な運転管理業務の遂行が困難であるというものであります。確かに、技術者の名簿提出は3月31日であり、入札日から5日という短期間であることは事実であるものの、技術者要件は入札参加資格であり、技術者を確保しなくてはならない期間は、2月6日の公告日から3月26日の入札時には確保していなくてはならないことが原則であります。以上のことから、約2カ月という時間は、決して短期間とは言えないという事実であります。

申し入れの24番目、平成16年度の流域下水道管理委託業務をめぐる入札の方法の決定と入札の中止は、いずれも小林誠一氏の深くかかわりを持った法人にとって、利益を生み出す状況を導き出す方法であったと考えられるという事実の認定を願い出るものであります。根拠の入札公告を行ったことで、応募の意志を持っていた企業は6社ありましたが、業務委託先を長野県に限定するだけで、業者は極めて少ない状況が生まれ、小林誠一氏の関係する法人の利益を生み出す極めて大きなかぎとなっています。この入札にかかわる平成16年2月には、同社が下水道管理業務を行うことに必要な求人広告を出しています。これは、同社がこの時点で技術者を確保できていなかったことを証明するものであり、下水道管理委託業務は、1回の入札で1年間の契約を行います。その後の2年間は随意契約が結ばれることとなっています。結果的に1回の入札での落札は、3年間の契約を意味します。つまり、平成16年度の入札は、平成18年度までの委託先を決定するもので、この入札が通常どおり中止されずに実行された場合、小林誠一氏の深くかかわりを持った法人にとって、極めて不利な状況が生まれる可能性があったという点でございます。

申し入れの25番目でございます。平成17年度の入札結果は、入札方法の変更を行うことで長野県が行う入札改革とは相反する結果となった。また、この結果は、予測可能なことであったという事実の認定を願い出るものであります。根拠の平成17年度の流域下水道管理委託業務は、諏訪は溶融炉を分離発注し、その他の3施設は、県内企業と県外企業のJVを入札参加資格といたしました。しかしながらそのJVというものは、談合の温床であるという長野県の入札改革の方向と相反する行動であるという点でございます。落札率は91.0%～99.7%と極めて高く、長野県が入札改革を行った際の談合を行っている入札として疑問視を

した水準であるということに基づくものであります。

申し入れの26番目、事実、小林誠一氏は、田中知事就任以来、年々下水道行政に深くかかわりを持ち、また、影響力も強めながら、平成15年度及び平成16年度には、みずからの関係会社が下請業務を行い、平成17年度には元請業者となった。これは、知事後援会幹部でなければ行い得ないことであり、知事後援会幹部の地位を利用し、関係企業の利益を導いたことにほかならないという事実の認定を願い出るものであります。根拠は、委員会報告、今まで申し述べました1～24までを総合的に判断した結果でございます。

続きまして、偽証について提案をさせていただきます。平成16年度流域下水道業務の委託先についての証言における田附保行氏の偽証認定の提案理由を申し述べます。

平成15年度9月定例会において、長野県議会は、下水道管理業務の委託を長野県内の業者で行えるよう求める陳情書を採択しました。これを受け小林誠一氏は、これまでも再三にわたって県に同様の趣旨の働き掛けを行ってきましたが、この時期にも強力に働き掛けを行いました。

平成17年8月31日、第9回当委員会における小市正英氏の証言によると、平成15年10月10日に終了した9月定例会のあと、当時の土木部会議室（土木部長室）で、当時の下水道課長田附保行氏と小林誠一氏に面会をしました。その席で小市氏は、陳情が採択されたこと、また、同趣旨の質問もなされたことから、県内業者優先で検討することを回答しました。そういった状況の中で、小林誠一氏は、県内業者優先で検討するよう要請するとともに、下水道公社の技術支援等についても話をしましたが、この点については、田附氏が対応したところ
です。

（議事録第9回の4ページに記載）

この小市氏の証言とは別に、平成17年8月19日、第8回当委員会において田附氏も同様の証言をしているところです。田附氏は、加えて、土木部長室での話し合いの後、下水道公社に行き、技術支援について話をしたと証言をしています。

（議事録第8回の77ページに記載）

この場面について、訪問された側の当時の下水道公社理事長田中邦治氏は、平成17年9月1日の第10回当委員会において以下の証言をしています。小林誠一氏と田附氏が下水道公社に来たことは確かである。自分が対応をした。その訪問の直前に田附氏から電話があった。その内容は、「ちょっと部屋を貸してくれないか」というものであった。用件を聞くと、田附氏は、小林氏と訪問すること、「流域を県内業者でやらせたい問題」であることを伝えた。「その問題は、よく課の職員と相談してからやった方がいいんじゃないですか」と応答すると、田附氏は「そんなものはいいんだ」と発言。田中氏は、憤慨し一方的に電話を切っ

た。その電話の直後、田附氏は、小林氏とともに下水道公社にあらわれた。理事長室に入ったが、田中氏は無然としていた。小林氏は、田附氏に流域下水道の管理業務を県内業者で行うよう要請すると、田附氏は承諾をする。そして、諏訪は管理が難しい施設であるが、諏訪も県内で行いたいと小林氏が要望すると、諏訪も県内で行うことを承諾したと証言をしています。

(議事録第10回の101ページ～102ページに記載)

一方で、同日の委員会で、田附氏は以下の証言を行っています。「(下水道公社での話の内容の中で)技術支援が一番の話であった。下水道公社の技術支援という協力をしてもらわなくては、県内企業優先の入札には取り組めないという説明をした。田中氏は、その際、やむを得ないという回答をした記憶がある。公社の方で協力してくれるのであれば、県内企業優先の入札に問題ないと話をした記憶がある。」

(議事録第10回の142ページに記載)

この田附氏の証言は、本委員会において田中氏も同席の中で行われたものであります。田中邦治氏はこの日、下水道公社では、技術協力の話はなかったことを証言しています。

(議事録第10回の102ページに記載)

田附氏のこの証言を受け、改めて技術支援の話は一切行っていないことを明言しています。

(議事録第10回の142ページに記載)

また、同日の委員会において、田中邦治氏は、下水道公社は技術支援を行うための組織であり、技術支援を田附氏に確認される立場にはないこと。また、求められるような技術支援を行うには、現状の下水道公社の人員では無理であること。加えて、自分自身は技術職ではないことから即決し得ないことを証言しています。

(議事録第10回の142ページに記載)

そして、同日の委員会において、当時の下水道公社主任専門技術員であった松沢克典氏は、技術支援に関する田附氏の主張を解説しています。田附氏は、以前から下水道公社でマニュアルを作成するように主張していた。しかし、維持管理のために操作する機械は、1,500点～2,000点あり、一つの機械について10ケースくらいの動かし方がある。例えば1,000点に対して10ケースだとすれば1万ケースとなり、その組み合わせを考えれば何千倍ものケースを想定しなければならぬ。マニュアルでは対応しきれぬものではないということが、一般的な維持管理の考え方であることを松沢氏は証言しています。

(議事録第10回の102ページに記載及び議事録第10回100ページから102ページに類似発言)

この松沢氏の証言は、田附氏が以前から求めていたマニュアルは、下水道公社としては作成し得ないことを意味しています。また、田中証人は、同日の委員会で以下の証言を行っ

ています。田附証人が、下水道課に戻ってから「田中証人が、4流域下水道管理業務を県内業者でも行えると言ったので、流域下水道管理業務の委託先は、県内にする」と言っていることを、当時の下水道課課長補佐であった松野賢衛証人から聞き、ものすごく怒った。そんな権限は自分にはない。もし県で県内業者に限定するようなことがあれば、技術者をふやすように言う。県内業者にするかどうかの権限は、下水道課で決めることである。みんなの前でとんでもないことだと発言をしたとしています。

(議事録第10回の103ページに記載)

証言を照合してみると、下水道公社での話し合いにおいて田附氏は、下水道公社の代表者である田中氏が技術支援について是認したとしていますが、技術的・人的かつ権限の範囲から田中邦治氏が是認でき得ない状況であったことから、田附証人は偽証していると判断せざるを得ません。

この場面は、平成16年度流域下水道業務の委託先について、県内に限定する決定的な場面と言えます。そして、利害関係者であり、その後入札も行っている小林誠一氏が、入札要件に深く介入し、下水道行政をコントロールしていることにほかなりません。その場面において、田附証人の偽証は重大な意味を持つことから、偽証であることを当委員会として認定するように願ひ出るものであります。

説明は以上であります。御協議のほど、よろしく願ひいたします。

小林委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

毛利委員 それでは、共産党の方から願ひをしたいと思いますが、1の問題にかかわっては、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項ということで、百条委員会として説明を続けてきたわけでありましたが。ここのポイントは、利益誘導があったかどうかということでありますので、それらも含めて下水道管理委託業務にかかわる改革の経過と技術について、認定と考え方を申し述べたいと思います。

長野県下水道公社は平成3年2月12日に設立され、下水道の普及が全国に比して遅れていたこともあり、町村で下水道整備のできる技術者を養成することはなかなか困難であった。このような中で、公社として流域下水道の維持管理だけでなく、市町村下水道の管渠の設計・施工監理や維持、処理場の維持管理なども受託していた。

(矢澤久男氏の証言による)

平成11年2月9日の信濃毎日新聞では「県下水道公社の技術援助は必要？評価分かれる市町村側」との記事を掲載し、「県内市町村や組合が県下水道公社に委託している技術援助が必要かどうか、月2回程度で年間100万円は妥当か」と疑問を投げかけ、市町村担当者の「疑問はあるが文句を言うと県に補助金を減らされるおそれがあるので、公社に発注している」

との声を紹介し、公社のあり方を批判している。

(提出記録による)

平成12年9月議会で、光家土木部長は風間辰一議員の質問に答え「下水道公社の発注はあまりに県外ばかりなのでもう少し県内に振り向けるべき」と強く言い、これが下水道問題に関する県の方針転換のスタートになっている。

(小林誠一氏の証言による)

小林誠一氏は働き掛けということで自身の行動をとらえるのであれば、「平成9年に長野県メンテナンス業協会の一員として、当時の下水道公社の佐々木専務、太田土木部長に懇談会を開いてほしいとの陳情書を出している」と証言しており、田中知事になって始まったものではないことを述べている。

平成13年度当初から維持管理の入札方法は、流域下水道と広域維持管理について、下水道課と下水道公社双方で見直しの検討をしていた。その中で、平成12年12月議会で入札に地元業者を配慮してほしいという要望があったと聞いており、13年12月議会前に県内維持管理業者から入札参加の受注の機会をという要望も、下水道課と一緒に公社も受けている。

(笠原武氏の証言による)

また平成15年の9月議会では、下水道の維持管理業務を地元業者優先に発注してほしい旨の陳情が出され、議会として採択されている。

(提出記録及び証言による)

このような経過を見れば、地元業者を優先とした維持管理業務の入札改革は必要とされた流れであり、平成13年末から小林誠一氏が政策秘書室に頻繁に出入りし、入札改革について、技術支援料はできるだけ軽くすべき、県内業者にできる維持管理業務は順次県内業者に変えていくべき、公社の組織を身軽なものにしていくべきと持論を述べていたことは、入札改革の一連の流れの中での行動であったと考える。

(近藤眞氏の証言による)

しかし、当時は土木部のパソコン事件とのかかわりで名刺営業が禁止されていた時代であり、利害関係者と知りながら、政策秘書室に週1回、多いときで2度、3度と自由に出入りさせていたことは普通の県民ではあり得なかったことであり、県民からの意見聴取や働き掛け自身は否定されるべきものではないが、知事後援会幹部として特別扱いであったと言えます。

(大月良則氏の陳述書、近藤眞氏の証言による)

入札改革を急ぎすぎたことから、平成14年から15年にかけては市町村が納得できないままに維持管理業務を地元業者優先に行おうとして、下水道課も公社も多くのエネルギーを費や

したが、市町村との間ではあつれきとなった。事態收拾のため、結果として大月良則氏と近藤眞氏で相談調整し、2つのことを決めるわけですが、一つは4流域、5広域、6単独すべてにおいて、公社改革の方向性を示すことを前提に平成15年は随意契約とする。もう一つは、4流域については県内業者2社（1社10%以上）の下請を入札条件とするという内容で決定し、知事の決裁を受けた。

（提出記録及び大月良則氏の陳述書、近藤眞氏の証言による）

この内容に基づき入札を行ったところ、小林誠一氏が経営する法人が千曲川上流流域下水道の下請に入り、究極のボランティアをやっている人だとの思いの中で対応していた近藤眞氏は「信濃毎日新聞の報道で知り、非常にショックを受け残念であった。改革をするということであれば入札すべきではなかったと思っており、非常に残念である」と述べています。近藤氏の心情に共感はしますが、小林氏の道義が問われても、入札制度をねじ曲げ、県民益を損なったわけでもなく、違法とは言えないものであります。

平成16年度の入札では、県内に本店を有する者と県外企業とのJVによる一般競争入札で行うこととし、一抜け方式を採用したが、落札後5日間で技術者を確保しなければならず、期間が短すぎることに、応札者が少なく競争性に乏しいこと、応札後本店を県内に移した業者がいることなどから、野崎氏の判断で入札を中止したが、公告内容にあいまいさや無理があり、小林誠一氏の意向を受けたことが原因との指摘もあるが、このような条件下では客観的に見て入札の公正性・競争性が保たず、中止したことで入札制度をゆがめたものでもなく適切な判断だったと言えます。

以上見てきた観点から解明してきた内容で、百条委員会として、利益誘導や違法性があつたと認定するのは適当でなく、松野氏や野崎氏の証言などからも明らかなように、必要な改革であったと認定できます。以上、事実と党としての考え方を述べさせていただきました。小林委員長 ほかにございますか。よろしゅうございますか。それでは、ただいま各党派等から意見が出されましたが、これに対する質問、そして意見等ございましたら御発言願います。質問いかがですか。

柳田委員 質問というか、ちょっと、おまとめになられた気持ち、よくわかることを前提にお話ししたいんですけども。最初のところで、信濃毎日新聞の記事の紹介をされています。この中で、市町村担当者の発言を引用されています。「疑問はあるが文句を言うと県に補助金を減らされるおそれがあるので、公社に発注している」との声を紹介しているんですけども。次の場面で2ページの段落2番目、「平成14年から15年にかけては市町村が納得できないままに維持管理業務を地元業者優先に行おうとして、下水道課も公社も多くのエネルギーを費やした」という場面がありました。ここの場面というのは、市町村が納得できないと

ということで、下水道公社、いったん方向を決めた後に、これをまたもとに戻すという場面があります。ここのところは、少なくとも記録あるいは証言の中にも、この県の方向、公社の方向を支持したところはないんですね。信濃毎日新聞の、この市町村、どなたが言っているかわかりませんが、これを引用した場合、相反する行動が起きてしまうと。これ時期が違うからいいという考え方もあるかもしれないんですけども、市町村で県内業者に限定することを望んだ市町村は確認できませんでした。委員会では、そういう意味では、ただし一方で信濃毎日新聞でこういう報道があるのも事実なんですよ。ですので、お書きになっている気持ちがわからないでもないんですけども、委員会報告の方で相反する行動というか、意見というか、いうものが述べられるというのは、ちょっとどういうふうに、どんなお考えかなと思ひましてお聞きしたいと思ひます。

毛利委員 委員会報告で相反するというふうな御指摘もありましたけれども、時節の問題として、そのことが言われているので書いたわけですが。要するに県が平成14年度から15年度にかけて入札改革を行おうとしたときに、県が管理すべき流域下水道であるならば、それは県の独自の判断でやっていることではありますが。一方では業者が、県内業者を優先に受注できる機会をふやしてほしいという要望も出されていたわけであり、そのことについても、先ほど御紹介したような流れの中では、全体として、土木部としても地元業者を優先していこうという方向で進んでいた時期でもあり、だから地元業者を優先していくという方向は必要だというふうには思ひますが。しかし、県が管理していずに、市町村が独自でやっている広域の下水道処理などにまで立ち入って、県が地元業者を入れるというふうなことも方向として出したので、そのことについて市町村からはあつれきがあり、例えば大町市などでは、県の公社の仕事を受けないでも、そういうふうに言うんだったら地元業者の技術力についても不安があるから、自分たちは独自でやるというふうなこともなったということが、その後の審議の中でも言われているので、別に相矛盾することではなく、事実としてそういうことを提案させていただいているわけであります。

柳田委員 ということで、私も事実ではないと申し上げているわけではないんですよ。両方とも実際、信濃毎日新聞に掲載されていた事実もありますし、一方で市町村の協力を得られなかった、これは市町村が行うものを公社に委託しているところですから、その部分はそうなんですね。ただ、この報告書に盛るときに、信濃毎日新聞のこれはかなり前のものですね。平成11年のものであります。そのことを記述してしまうと、実際にこの中で「県に補助金が減らされるおそれがある」というような表現があります。そういったものはちょっと、本来の今回の問題追及とはあまり関係のない、一連の流れなんですよ、一連の流れなんですけれども、本当に必要な記述かなというふうな思ひがあります。実際、こういう声が、多くの特

筆すべき意見として、信濃毎日に書かれたこういう意見が必要な意見だとするならば、この平成14年から15年の場面においても、この考えに賛同する人が出てこなければおかしいと思うんですね。しかしながら、これに賛同した人は一つの市町村もないという意味においては、私はこれ、信濃毎日新聞に書かれたことは事実でありますけれども、報告書に記述することに関してはちょっと疑問を持っております。そういう意味では、ほかの委員さんの御意見もいただければと思います。

石坂委員 別に今の柳田委員の御意見に反論という意味ではなく、毛利委員の提案の趣旨について、補足の説明をさせていただきます。この信濃毎日新聞の記事を引用したのは、柳田委員が今いろいろ反論されているように、この報道が全面的に正しいということで引用したわけでは、私たちはありません。そうではなくて時系列的に、つまりこの信濃毎日新聞の記事というのは、この委員会が請求した記録として提出されているんですよね。記録の中にこの資料がありましたので、たまたま引用させていただいているわけですが。なぜこの記録を引用したかと言いますと、柳田委員の先ほどの御説明のとおり、小林誠一氏が後援会幹部として働き掛けをした事実認定についていろいろ御提案がありました。それはこれからまた御意見を申し上げたいと思いますけど。その以前から、小林誠一氏の証言によりまして、また実際の提出された記録によりまして、時系列的に、小林誠一氏以外の方も含め、以前からできることならば県内業者優先の発注に変えてもらえないかという世論があったという事実があります。その世論の証拠として提出しただけですので、この報道の全部が正しいという意味で引用しているわけではありませんので、そこのところは誤解のないようお願いしたいと思います。ですから時系列として、以前から県内に、できることならば県内業者優先の発注に変えてくれないかという動きがあったと。そのいくつかの動きの一つとして小林誠一氏の平成9年からの県へのさまざまな意見提案や働き掛けも、多くの人と一緒にあったと。ただしそれが知事後援会幹部となってから、田中氏が知事となってから、それが特別扱いという形で頻繁にされるようになったという、この時系列の問題として引用しているだけですので、御理解いただきたいと思います。

清水委員 共産党さんにお聞きしたいんですけれども、2ページ目のところに、先ほど石坂委員おっしゃった知事後援会幹部として特別扱いであったという記述がございまして、最終的には小林誠一氏が、平成17年度においては自社で受注するという経緯があるわけですので、その結果を踏まえまして、特別扱いであったというこの文章がここで切れています。このことについては何の疑義もないということによろしいんでしょうか。

毛利委員 百条の審査を続けてくる過程の中で、小林誠一氏自身も御証言においてになられて、自由競争の社会の中で、求められた規定に従って自分が入札に参加してはいけないとい

うことはないという、その一事業者として入札に参加して、その結果として下請に入ったというふうにおっしゃっておられましたけれども。そういうことであります。ですから、仕事をとったことが利益誘導かどうかということについては、これを証明すべきもっと詳細なデータがなければそういうようなことは言えないわけであって。ただはっきり言えることは、普通の人たちがなかなか政策秘書室というような場所に頻繁に、しかもそこに週に何度か訪れて、そこにいる職員の人から、本日はコーヒーがおいしいかお茶がおいしいかなんていうふうに聞かれるような扱いをされることはなかったわけですから、そういう意味で言えば、知事の後援会の幹部ということで特別な扱いをされていたということでもあります。だからそれはそれも事実ということですよ。

清水委員 それは事実ということを書かなければいけないのではないかと私は思うのであります。それでもう1点、柳田委員から出ていますいわゆる認定事実の経緯にるつきまして、非常に入札制度の決定する重要な場面におきまして、これは事実かどうかこれからやっていくわけですが、小林誠一氏が介在しているということは、事実と認定されれば事実でありまして、そのことから推して、結果としてこの小林誠一氏が業務的に成約をした、落札をしたという事実があるならば、このことは非常に、特別扱いであったという経緯を踏まえて考えれば、これを看過するべきものではないという結論を出すべきだというふうに私は思うんですけれども。

ですから自由競争の中で入札をしたと、応札をしたと。それからあくまでも、いわゆる一般企業として、こういう長野県の企業に対して、優遇とは言いませんが、長野県の企業をできるだけ優遇してほしいという思いがあった、それは議会にもありました。それは事実であります。であるならば、一般的な意味で言えばこういう機会機会、入札制度の変更をする機会機会にこの彼が介在したこと自体は、やはり重要な問題ではないかということ提起すべきだと、書くべきだというふうに思いますが、改めて伺いますがいかがでしょうか。

毛利委員 入札制度の、どういうふうな入札制度にしていくかという流れの中で、今の御発言は受けとめなければいけないのではないかなというふうに思っているわけでありまして。全体の流れはその時系列で前段申し上げましたように、県民的な世論、それから業者の皆さんの思い、それから議会としてもそういう意向を受け入れたから陳情についても採択をしたという経過があるわけですので。だからその、どういう、入札改革に加わりながら、要所要所がかかわっているということが、例えば談合の方向に持っていく方向でかかわったとかということではありませんので、特別、私は問題ではないというふうに考えるわけでありまして。

清水委員 談合の問題とはもちろん違うとは認識しております。ただ、入札制度の方向が自社に対しても有利である方向に持っていったという、結果的には事実があるわけでありまして。

その自社に対しての利益誘導が、業界全体の利益誘導であったということは確かに言えるやもしれません。入札制度自体とは別として、入札されて落札したわけでありますので。しかし全体の業界の業者数の数とか、そういった特殊性から考えれば、業界に対しての有利性を働いたということは、イコール自社に対しての利益誘導をしたということと認定されるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

石坂委員 御指摘の中で、私たちも一致できる点もありますが。と言いますのは、小林誠一氏の働き掛けと、それに対応する県の職員、経営戦略局のみならず土木部下水道課、公社も含めて、やはり知事の後援会の幹部であるという特別扱いと過剰反応というのは明らかにあった、これは事実として認定できると思いますし、今後についてはあってはならないことと、私たちも思っております。

小林誠一氏の働き掛けの中身ですが、ただいま清水委員もおっしゃいましたように、小林誠一氏自身の願いであり利益であったかもしれないけれども、ただし以前からその流れ、つまりできる限り地元業者優先の方法に変えられないかということは、業界全体の思いでもあり、議会も共感したことであり、県として進むべき方向ではあったと思います。そこまでは一致できると私たちも思います。

そういう中で、では結果としてどうであったかというのは、毛利委員の報告の中では近藤証人の心情に沿った証言を一応引用させていただきましたけれども、近藤証人が究極のボランティアであるのだから提案だけで入札に参加しないでほしかったと、そこは私たちも共感するところです。結果として、では全く個人の利益誘導の不当なものであったかという結論から言いますと、やはり残念ながら県の対応の未熟さもあったと思いますけれども、実際に県が新しく改定していくその過渡期の段階での入札の制度に法的にはのったものでありますので、違法と断定はできないとこういう立場です。

平野委員 今の問題を小林誠一氏のところにスポットライトを当てて議論するからこういう議論になってしまうんであって、実はこの問題は、一番やっぱり責任は知事にあるわけです。なぜかと言いますと、知事が小林誠一氏を言ってみると実際に言えば土木部長以上の権威・権限づけをして、その結果こういう一連の流れがあったわけでありますから、小林誠一氏は逆に言うと自分の仕事のため、自分の関係する会社のために一生懸命働いたと言えば働いたわけであります。ただ、問題はその一私の人、あるいは後援会幹部のその小林誠一氏を権威づけた知事のやり方がまずかったと。

これはもっと単純に考えると、最初に大金を政治献金します。これが政治献金だから合法的と言え合法的かもしれないけど、もしこれが政治献金でなくて、よく言われる裏金だったらもう、これまさに贈収賄なんです。確かにスタートは政治献金という合法かもしれませ

んけど、お金を出した、そして知事によって権威づけてもらって、一生懸命自分の言い分を通して自分の仕事をしたという、この一連の流れは、これは合法とか非合法とか、法律に違反するという非常に難しい面がありますけど、一連のはやっぱり不自然な全く流れなんです。だから、小林誠一氏のことだけそうとらえて当てるのではなくて、一連の流れを言うと責任のあるのは、一番責任あるのは知事なんです。知事を使って仕事をしたのが小林誠一氏という、こういう観点から見なければいけないんであって、これ、訴えるとか、非合法とか、法律違反とは言えないまでも、この一連の流れはやっぱり本来県政であってはならない流れという、その観点からぜひ議論すべきであるし、また委員会としてやるんだったら、その観点の言葉を、罪とか、非合法とは言えないまでも、絶対にこれはあってはならない流れであったという、そのことは絶対、私は委員会としてみんなで認め合うべきであるとかこういうふうに思います。ですから小林誠一氏だけにスポットライトを浴びせるのではなくて、一番責任あるのは知事であるという、この認識が私は必要だと思うんですけども。

柳田委員 すみません、運営上お聞きしたいんですけども、これ例えば、私の場合は箇条書きみたいな形になっているんですよ。このことを認定してください、このことを認定してくださいとなっているんですけども。共産党さんの場合、これ文章を全部これ報告書に載せてくださいという意味だとするならば、一字一句見ていかなければいけないと思うんですね。これどういうふうに取り扱いは、委員会の方でどういうふうにされるんですか。

小林委員長 私はちょっと解釈が違っておりますから、石坂委員。

石坂委員 一字一句を認定してくださいという提案ではないんですけども、それはこれからの協議の中で詰めていただければ結構です。それと御質問、私も運営上のことで御質問したいと思います。今それぞれ、委員長の求めに応じ、柳田さんと毛利委員の方から、私たちのそれぞれの見解と、認定すべきことについて御提案しました。そのことについて、逐一認定をしていくという運営の仕方なのか、今、自民党さんから新たに知事の責任を明確にすべきだという、これは御提案ととるのか。議論をし出せば、例えば柳田委員の出されたことにも、私たちもほかの意見もいっぱいあります。そういうふうに議論を発展させていくのか、提案されたことの認定から進めるのか、新しい御提案をどう受けとめるのか、その辺の運営の仕方について、お願いしたいと思います。

服部委員 この議論は、また提案があって、それでまた時間をとってやってもらいたいと思うんですね。それで知事の関与ということは、非常に私どもも、非常に強く考えております。それについて、共産党さんのもので、これから協議をするについて・・・

(「議論ではないんですか」という声あり)

議論ではなくて。この先ほどの説明の中で、最後の部分が、2枚目の。16年度の入札の一

抜け方式云々がありますよね。そこで最後は、この入札制度が公正性・競争性が保てず、中止したことが適切な判断だったと。それであと1行がございますよね。そのあとずっとつけ加えましたよね。それがちょっと聞き取れないんです、文章が長くて。これが非常に一番大事なところだと思うんですよ。最後、必要な改革であったと認定してほしいとこうなっていますけれども、これがよくわからないもんですから、また文書で出していただきたい。これをお願いしたいと思います。

小林委員長 わかりました。ちょっと発言の途中でありますが、ここで、ただいま提案のありました問題、そしてまたさらに議事の進め方等もございますが、それらを含めて、午後2時まで検討をしていただいて、再度再開したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、暫時休憩いたします。

休憩時刻 午後12時2分

再開時刻 午後3時32分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。最初に、先ほどの提案文書の中で字句の訂正事項について発言の申し出がありますので、これを許します。

柳田委員 大変恐縮でございます。字句の訂正をお願いをさせていただきたいと思います。私が提出させていただいた資料の番号に沿ってお話しさせていただきたいと思います。最初に9番。9番の部分、根拠の 番、「大月良則証人」という表現をしておりますけれども、大月氏は証人ではなくて陳述をされているものですから、「大月良則さんの陳述書によれば」というような訂正、以下、大月さんに対する敬称については、陳述書という書きかえをさせていただきたいというふうに思います。

それから14番の「地方公務員の持つ守秘義務違反に当たるという事実」と申し上げましたけれども、この部分は「地方公務員の持つ守秘義務違反に当たる可能性がある事実」というふうに変更させていただければというふうに思います。

加えて、24番、根拠の でございますけれども、「この入札にかかわる平成16年2月」と表現しておりますけれども、「3月」に変更でございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。以上でございます。

小林委員長 ほかにございますか。

毛利委員 それでは字句の挿入をお願いしたいと思います。2ページ目で、上から3行目でございますけれども、「入札改革の一連の流れの中での行動で」の次に「も」を入れていた

だいて、「行動でもあった」ということで入れていただきたいということと、提案の最後に申し上げました点は、当初お渡しした原稿と変わっておりまして、口頭で申し上げたのでわかりにくいというお話をいただきましたので、それについては、つけ加えた部分について新たにお届けさせていただいておりますので、そちらの方を正規のものとして見ていただきたいということをお願いいたします。

小林委員長 ほかにございますか。訂正ではなくて提案ですね。

平野委員 先ほど口頭では申し上げたんですけども、一連の流れに関する知事の責任ということで、改めて文書で出しましたのでよろしくお願いします。

小林委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

それでは、これより採決を行います。本件は挙手により採決をいたします。これより順次論点を整理していきたいと思っております。最初に、県民クラブ・公明の柳田委員から意見開陳がありました件について、採決してまいりたいと思っております。方法は挙手によりますので、お願いいたします。

まず、提案のありました小林誠一氏による後援会幹部という地位を利用した最も早い段階での県下水道事業への働き掛けは、平成12年11月8日であるという事実の認定ということでございますが、賛成の委員の挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。次に進みます。平成13年12月28日、文書で自分自身の意見を提出しております、小林氏は、そこで下水道公社技術援助業務費の値上げ要求、北佐久広域事業所での下水道公社とN社の問題、平成13年度下水道公社見直し作業。この行為は、働き掛けであったという事実の認定について、採決いたします。賛成の委員の挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。次に、平成14年2月5日に小林誠一氏は、下水道公社笠原専務理事と面会しており、この模様を笠原専務理事は、雑談形式のものであったと証言しているが、事実は、知事後援会幹部という地位を利用した働き掛けであったという事実の認定についてであります。

御意見等ありますか。

石坂委員 この認定につきましては、私たちは、笠原氏自身は証言の中では、ここに記載されておりますとおり雑談形式のものであったと、御本人はそうのように証言されておりますので、御本人には働き掛けという認識はなかったということで、認定には賛同できません。

林委員 今、石坂委員の方から発言があったとおりであります、特に一県民として広く専

門的な見識を持つ人の意見を聞いたということで、雑談の中でそうした下水道一般に関する意見を聞いたということで本人も証言しておりますので、これは働き掛けだというふうには認定しかねます。

宮澤（宗）委員 柳田委員の提案に賛成をする立場で御意見を申し上げたいと思いますが、少なくとも小林誠一氏は知事後援会の幹部であるということを承知の上で、笠原専務理事がお会いしております。したがって、雑談と言いましても2時間45分という大変長時間にわたっております。これらの客観的な状況から見ると、雑談形式ではあっても内容的には明らかに働き掛けを行った内容であるということで、賛成をしたいと思います。

清水委員 同じく賛成なんですけれども、ここに根拠として挙げられている中に、例えば2番目に「大手を排除できないか」というかなり具体的な提言をしていますが、これはまさしく提言というよりも働き掛けであるというふうに認定できるかと思います。以上です。小林委員長 ほかに。それでは採決に移ります。ただいまの願い出に対しまして、賛成の委員の挙手を願います。

（挙手多数）

賛成多数。次、平成14年11月28日、松本合同庁舎において、ある下水道関係の会合が開催されているが、この会合は小林誠一氏の主導によって開催されたという事実の認定について、採決いたします。賛成の委員の挙手を願います。

（挙手全員）

全員一致です。次に進みます。11月25日の小林誠一氏が作成した「下水道公社改革案」がもとになり、12月25日の知事方針「下水道公社改革の方向」が作成されているという事実の認定を採決いたします。賛成の委員の挙手を願います。

（挙手全員）

全員ですね。次、平成15年1月21日、下水道公社は「下水道公社改革の方向についての検討結果」を提出するが、当該文書の冒頭に「はじめに」と題して、下水道公社の沿革が記されているが、その文、記述は、田中邦治下水道公社専務理事の指示によって加えられた文章であり、その動機は、知事は下水道についてあまり理解していないのではないかという思いであったという事実の認定について、お諮りいたします。この認定に賛成の委員の挙手を願います。

（挙手全員）

全員ですね。それでは次であります。副委員長にこの提案の文書を朗読させます。宮澤副委員長 提案だけ、それでは私の方からさせていただきます。平成15年1月21日に下水道公社が作成した「下水道公社改革の方向についての検討結果」を踏まえて、1月29日の

「知事決裁文書」に至るまでの作業の中で、経営戦略局近藤眞証人は、経常JVに疑問を呈したり、県内本社企業の優遇策、具体的には、入札参加企業を多くさせるためにランクの撤廃なども主張している。これは、小林誠一氏の主張の影響を受けていると考えられる事実の認定を願い出る。

小林委員長 以上のことについて、採決をいたします。はい、どうぞ。

石坂委員 今、御提案がありました点の認定につきましては、今までの証言、記録によって精査の時間をいただきたいので、持ち帰りをお許しいただきたいと思います。

小林委員長 採決の前に持ち帰りという御意見がございました。それでは、持ち帰りの件について採決します。持ち帰りに賛成の委員の挙手を願います。

(挙手全員)

全員ですね。さよう決定いたしました。それでは次、朗読させます。

宮澤副委員長 平成15年1月29日、政策秘書室の近藤主査により知事決裁事項が配布されましたが、この知事決裁文書は近藤氏によってまとめられたものとされていますが、小林誠一氏の意志が反映されたと考えられる事実の認定を願い出る。

小林委員長 以上の提案について、採決いたします。はい、どうぞ。

石坂委員 認定に当たりまして、意見を申し上げたいと思います。今までの委員会での証言の中では、近藤氏自身は自分の責任でまとめたと言証されておりまして、私たちはこの証言を採用したいと思いますので、このような断定はできないということで、認定には賛同できません。

小林委員長 わかりました。ほかに。はい、どうぞ。

林委員 近藤氏も証言の中で、一下水道の知識を有する方の意見として聞いて、参考にはしたということですが、その小林誠一氏の意志が全部これによって決められたというふうではないし、近藤氏自身が明確に証言されておりますので、これについては賛成できません。

小林委員長 ほかに。よろしゅうございますか。採決に入ります。ただいまの認定に賛成の委員の挙手を願います。

(挙手多数)

はい。次に進みます。お願いします。

宮澤副委員長 平成15年1月29日、政策秘書室の近藤主査により知事決裁事項が配布されましたが、この知事決裁文書は、知事決裁は行われなかった事実の認定を願い出るものであります。

石坂委員 この認定につきましても精査させていただきたく、持ち帰りをお願いいたします。

小林委員長 持ち帰りの提案でございますが、ただいまの意見に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

はい、結構です。それでは持ち帰りと決定いたしました。次に進みます。

宮澤副委員長 平成15年2月14日、田中知事が「小林誠一氏を悪く言う人がいるが、いい人だと思うので、土木部長が小林誠一さんと会って対応を決めるように」と発言をした事実の認定を願い出るものであります。

小林委員長 以上のことを採決いたします。この採決に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員であります。次に進みます。

宮澤副委員長 平成15年2月上旬、近藤証人は、上司である大月氏が関知しないところで意思疎通を図っていたという事実の認定を願い出るものであります。

石坂委員 たびたび申しわけありませんが、この件につきましても精査させていただきたく、持ち帰りをお願いいたします。

小林委員長 ただいまの持ち帰りに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員ですね。次に進みます。

宮澤副委員長 平成15年2月14日午後1時に行われた小林誠一氏、小市土木部長、近藤主査の県庁3階政策秘書室応接室での会談は、小林誠一氏に平成15年度の方向性を示すための機会であったと考えられるという事実の認定を願い出るものであります。

それともう一つ、申し入れということもセットでお願いしますということでございますので、小林誠一氏の了解を得たことによって、平成15年度の方向が決定されたと考えられる、以上2本でお願いしますとのことです。

石坂委員 この政策決定にかかわった、かかわらないはともかくとして、小市氏の委員会での証言によりまして、小林誠一氏の了解を得たということではなく、連絡はとったという証言だったと思いますので、この2つについては、認定には賛同しかねます。

林委員 この中では、最終的な政策決定、小林誠一氏の了解を得たという、その了解という点では、そうしたような事実関係は確認されなかったというように思いますので、あくまでも土木部長あるいは近藤主査が県の方針としてそういう方向づけをしたと。小林氏の了解を得たというその事実はないというふうに思います。

清水委員 この点につきましては、田中知事の方から小市土木部長に小林誠一さんの意見もという話が資料としてございましたので、それはあくまでも小林誠一氏の考えが方向を決定

したということによろしいのではないかと思います。

倉田委員 今回の清水委員の御意見をもう少し深く言いますと、小林誠一氏はいろいろやってきたけれども、そのかわりに15年度の早い時期にそういう方向で一度、市町村も含めてきちんと了解をとってほしい、検討してほしいという、この発言の事実からすれば、これはもう完全に小林誠一さんが決定していったと考えられるという方向で結構だと思います。

小林委員長 ほかに。それでは採決に移ります。ただいまの2点でございますが、2点に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

多数ですね。次に進みます。

宮澤副委員長 平成15年2月14日午後1時に行われた小林誠一氏、小市土木部長、近藤主査の県庁3階政策秘書室応接室での会談において、近藤証人から1枚のペーパーが提示されましたが、近藤証人の行った行為は、地方公務員の持つ守秘義務違反に当たるという可能性があるという事実を認定いただきたいという申し入れであります。

石坂委員 この件につきましては、守秘義務違反に当たる可能性という大変重要な問題でもありますので、精査させていただきたく、持ち帰りをお願いいたします。

小林委員長 ただいま持ち帰りの意見が出ましたが、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

多数ですね。次に進みます。

宮澤副委員長 平成15年2月17日、下水道課では問題が生じていた。千曲川下流処理場の業者が指名停止になっており、平成15年度に向けては入札を行わなくてはならないことと、公共下水道の佐久南部が3年に1度の入札時期を迎えることについては、どういった対応をすればいいのかという問題である。これは、2月14日に出された方針では対応できないことから、矢澤下水道課長が小市土木部長に、小林誠一氏に確認するように依頼した。土木部長は近藤主査にその旨を伝えた。その土木部からの問いに対する回答は、近藤証人が作成したというものの、小林誠一氏や田中知事に確認をとったのかについては、だれの記憶にもなく、不可解な政策決定がなされたという事実の認定を願い出るという申し入れであります。

石坂委員 この最後の記載にもありますように、「だれの記憶にもなく」という表現にもありますように、この委員会自身もあくまで証人の証言も記憶に頼っている部分もかなりありますので、この点についても精査させていただきたく、持ち帰りをお願いいたします。

小林委員長 持ち帰りの提案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

多数。次に進みます。

宮澤副委員長 平成15年2月17日の土木部からの問いに対する回答は、近藤証人が作成したとされているが、近藤証人が主体的に作成したものではないと考えられるという事実の認定を願い出るものという申し入れが出されています。

石坂委員 先ほどと同様ですが、近藤証人自身は、主体的に自分が作成したと証言されておられますので、私たちはその証言を採用し、認定には賛同できません。

小林委員長 ほかに。それでは採決に移ります。申し出のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

多数。次に進みます。

宮澤副委員長 以前から知事の下水道に関する指示は、小林誠一氏の意志によって行われているという認識を、下水道行政にかかわりを持つ職員は感じていたという事実の認定を願い出るという申し入れであります。

林委員 先ほど来、議論されているところですが、確かに小林誠一氏の働き掛けはあったわけですが、そのことによって決定的に政策がゆがめられたという事実はない。多くの職員の皆さん方が、長野県の下水道の改革の方向は、県内業者にシフトしてほしいという県内業者の依頼、あるいは県議会の議決も含めて、そうしたものに対して職員の皆さん方もそうした政策を進めていったわけで、小林誠一氏の意見も一県民の意見として参考にはしているわけですが、そのことが決定的にすべて決めたというふうなことについては、認定できません。

服部委員 これは、今、認定の関係は、小林誠一氏の意志によって職員が下水道行政に深くこう、小林誠一氏の意志がかかわっていたという認定でございます。これについては、知事が、「小林誠一氏を悪く言う人がいるが、いい人だと思うので、土木部長が小林誠一さんと会って対応を決めるように」と。あるいはまた、土木部長、近藤主査との会談によって、小林誠一氏が一緒になって、認識を非常に示唆したということも事実でございますので、これは明らかにきちんとかう認定すべきだとかう思います。

小林委員長 それでは採決に移ります。ただいまの認定に対して、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

多数ですね。次に移ります。

宮澤副委員長 田附保行氏は、ポストチャレンジに応募し、みずからの意志によって課長職を望んで就任しているという事実認定をしてほしいという申し入れであります。

小林委員長 ただいまのことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員であります。次に進みます。

宮澤副委員長 平成15年10月10日に終了した9月定例議会のあと、当時の土木部会議室(土木部長室)で、小市土木部長は、当時の下水道課長田附保行氏と小林誠一氏に面会した。土木部長室での話し合いの後、田附課長と小林誠一氏は下水道公社に行った。田附氏は、この訪問は小林誠一氏からの申し出であり、断ることができなかった。断ることによって知事から人事等何らかの不利な待遇を与えられる可能性を危惧していたという事実の認定を願い出る申し入れであります。

小林委員長 採決に移ります。ただいまの認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。次に進みます。

宮澤副委員長 結果的に平成16年度の流域下水道管理業務の3施設の県内業者への発注が小林誠一氏の意志によって決定され、その過程において、1施設が従来どおりの発注となったが、その決定も小林誠一氏の了解によって決定しているという事実認定を願い出る申し入れであります。

石坂委員 この認定につきましては、確かに平成16年度、入札制度の改革をしようとしてとんざをしているわけですけれども、それが必ずしも小林誠一氏の意志によってということではなく、さまざまな事情の中になっていると、私たちはこの間の各証人の証言、記録によって判断しておりますので、認定には賛同できません。

小林委員長 ほかに。採決に移ります。ただいまの認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

多数。次に進みます。

宮澤副委員長 平成16年度の流域下水道管理業務の入札は中止されるが、中止を求める野崎氏の行動は、野崎氏の一個人の意志として扱われたのではなく、土木部においては、知事の指示によるものであると認識されていたという事実の認定を願い出る申し入れであります。

小林委員長 採決に移ります。ただいまの認定に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員ですね。次に進みます。

宮澤副委員長 野崎証人が中止を行うべきであると判断した背景には、小林誠一氏の発言の影響があるという事実の認定を願い出る申し入れであります。

石坂委員 この年の入札の中止につきましては、ほかの要素、もちろん小林誠一氏の意見も

一つの参考にはしたとは、業者の意見はどうかという点での参考にはしたと思いますが、そのほかのさまざまな条件もありましたので、この認定には賛同できません。

林委員 野崎氏の証言の中で、県外の業者が住所を移したことによって県内業者として急遽参入するという一面もあったことの証言もございました。だから客観的に見て、そうしたことの事実が正しい県内業者としての認定はできないのではないかとこういう証言もございましたので、そういう意味では、この野崎氏の証言は、小林誠一氏の発言がすべてを決めたというふうには認定しかねるということで、この認定に反対いたします。

小林委員長 採決に移ります。ただいまの提案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数ですね。次に進みます。

宮澤副委員長 平成16年度の流域下水道管理業務の入札は中止されるが、その中止は、正当な理由のないものであったという事実の認定を願い出る申し入れであります。

石坂委員 今の前項の繰り返しにもなりますが、林委員からも御意見がありましたとおり、住所だけ移転して県内業者の扱いを受ける業者、それから技術者を期日までにそろえることの無理、さまざまな不都合があって、その中で強行することの方がかえって私たちは公正な入札が行われなかった可能性があるという認識をしておりますので、この認定には賛同できません。

柳田委員 恐れ入ります。大変重要な点だと思いますので発言させていただきたいと思えます。これは入札公告に書いてある内容なんですけれども、入札公告は、2月6日に公告をされています。そして、入札は3月26日、おおむね約2カ月間の期間があります。技術者要件は、提出するのは31日でございますけれども、入札をするとき、札を入れるときには技術者を整えておかなければなりません。それが入札要件というものでありますけれども、そういう意味で言うと、長野県は実際に中止の理由を、先ほどお話もありましたとおり、5日間という短期間で技術者を用意しなければいけないということも理由にしています。この理由自身がつじつまの合わない、正当な理由ではないという意味であります。そういう意味では、長野県の責任はすごく大きいわけでありまして、この部分に関しては、非常に重要な点かなというふうにも思っていて、あえてお話をさせていただきました。よろしく申し上げます。

林委員 今、柳田委員の御指摘は一理あります。もちろんその入札要件として2月6日に、公告の日に用意するということですけど。現実問題として・・・

(柳田委員から「3月26日に用意するんです」という声あり)

3月26日ですね。しかし現実問題として、落札できるかどうかわからないところに全員の

スタッフを用意するという事は現実にはできないことでもあります。もし用意して採用したとしても、落札できなければその皆さん方は雇用できないわけですから。そういう意味では、現実的な対応としてこの5日間で用意するという事は、県内業者にとっては当然のことでもあります。だからその事は非常に、その間に用意することは極めて不可能だという下水道課の判断は、私はその要因として十分に妥当性のあるものだというふうに考えます。小林委員長 ほかに、よろしゅうございますか。採決に移ります。ただいまの提案について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

多数。次に進みます。

宮澤副委員長 平成16年度の流域下水道管理委託業務をめぐる入札の方法の決定と入札の中止は、いずれも小林誠一氏の深くかかわりを持った会社にとって利益を生み出す状況を引き出す方法であったと考えられるという事実の認定の申し入れであります。

石坂委員 私たちの認識から言いますと、入札に実際に参加できなかったことは本来不利益という認識ですので、この件につきましては精査させていただきたく、持ち帰りをお願いいたします。

小林委員長 持ち帰りの提案ではありますが、持ち帰りに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

多数。持ち帰り、決定ですね。次に進みます。

宮澤副委員長 平成17年度の入札結果は、入札方法の変更を行うことで長野県が行う入札改革とは相反する結果となった。また、この結果は予測可能なことであったという事実の認定を願い出る申し入れであります。

石坂委員 この御提案につきましては、この委員会に大勢の下水道関係の職員に御証言いただきましたけれども、そのほとんどの職員は、県の入札改革は紆余曲折を経ながらも前進していると証言されておりまして。試行錯誤の過程にあるとはいえ、必ずしもこのような断定はできないと思ひまして、認定には賛同できません。

小林委員長 採決に移ります。ただいまの申し出に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数で可決です。次に進みます。

宮澤副委員長 小林誠一氏は、田中知事就任以来、年々下水道行政に深くかかわりを持ち、また、影響力も強めながら、平成15年度及び平成16年度には、みずからの関係会社が下請業務を行い、平成17年度には元請業者となった。これは、知事後援会幹部でなければ行い得ないことであり、知事後援会幹部の地位を利用し、関係企業の利益を導いたことにほかならな

いという事実の認定の申し入れであります。

石坂委員 この件につきましては、地元業者のできる限り参入できる入札改革というのは、流れとして多くの皆さんが望んでいたことでもあり、その中で、結果としてこの業者が参入したという事実はありますが、それは県の今過渡期にある入札制度の中で、その制度が法にのっとったものであるという点では違法行為とは言えず、このような断定はできないという立場で、認定には賛同できません。

林委員 この文面の中で、小林誠一氏は田中知事就任以来というふうに記載されておりますけれども、小林氏自身の証言によっても、前県政、吉村知事時代からそうした県に対する要望をしてきている。またそのことが前県議会においても、議員から一般質問されているということを見れば、これは田中知事の後援会の幹部というだけでなしに、県内の業者の要望として県内企業に発注してほしいという願いは、それ以前からあったものだという点から見ますと、この記載は事実と異なるというふうに思います。よって、この認定については賛成しかねます。

木下委員 ただいまのこの問題について、賛成の立場から意見を申し上げたいと思うんですけれども。まず第一、田中知事以前のときにもあったという問題について、これは以前にあったけれども、ここで指摘しているのは、特に自分の企業等に有利な条件を導いたとこういう問題でございまして、そういうことについては、以前にあったということは立証されていないと思います。また、この議会等も賛成した部分があると。これはありましたけれども、それは県内企業を優先するという点について、一般論としてそれについて賛成したことであって、今までずっと認定をしてきたように、小林氏はそういう県内企業の優先ということだけではなくて、それよりももっと突っ込んだいろいろな入札制度にかかわる問題等についても、主体的に提言をして、それが結果的にはこの小林氏の企業に有利に働いたとこういうことがありますので、これはこういう指摘が正しいと私は思いまして、賛成の意見を申し上げます。

清水委員 数々の証言の中にありましたけれども、小林誠一氏が知事の後援会の幹部、役員ということで特殊な地位にいたということは皆さん認められているわけでありまして。やはりこのことについては、ここに書いてあります「知事後援会幹部の地位を利用し」ということは事実でありますので、結果として落札したという点から言えば、関係企業の利益を導いたという指示は当たっているのかというふうに思っております。

小池委員 今回行われました入札改革は、小林誠一氏が従来から県の方へそういった話をしていたということでございまして、その時点では何も成果が出なかったわけですが、田中知事が登場して以来、後援会の幹部として小林誠一氏が働き掛けたことによりまして入

札制度が変わりました。さらにそれによりまして、結果として非常に競争性の低い入札が行われ、毎年にとりまして小林誠一氏が関連した会社が仕事を、下請をしたり入札で落札をしたりというような、御本人の関連の会社が現実に利益を得たという結果に結びついているわけでございますので、こういった状況を見まして、認定は認められるところだと思います。

柳田委員 この、例えば導き出された入札方法によって、一般競争入札が100社も200社も対象になるんだとするならば、これは改革と言えるのかもしれませんが、しかし、実際にはかなりこう限定される業者数になると、実際にやってみたら、県の中止した際でしたけれども、6社の企業が希望をされていました。この数少ない業者に限定をするということは、極めて関係企業にとって有利なものであったと。言いかえれば、改革という美名のもとに傘を借りた、この言ってみれば利益誘導であったということが確証として、確信を持って御提案をさせていただきます。

小林委員長 ほかに。採決に移ります。ただいまの提案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

多数であります。次に進みます。

次に、日本共産党県議団の毛利委員から意見開陳がありました件につきまして、採決に移ります。副委員長から朗読をして、採決に移ります。

宮澤副委員長 協議会におきまして、先ほど一括提案でございましたが、各それぞれの、提案者の希望により、申し入れの11項目に分けて申し入れの確認をしてみたいと思いますので、お願い申し上げます。

長野県下水道公社は平成3年2月12日に設立され、下水道の普及が全国に比して遅れていたこともあり、町村で下水道整備のできる技術者を養成することはなかなか困難であった。このような中で、公社として流域下水道の維持管理だけでなく、市町村下水道の管渠の設計・施工監理や維持、処理場の維持管理なども受託していたということを事実認定していただきたいという申し入れであります。

小林委員長 ただいまの提案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。次に進みます。

宮澤副委員長 平成11年2月9日の信濃毎日新聞では「県下水道公社の技術援助は必要？評価分かれる市町村側」との記事を掲載し、「県内市町村や組合が県下水道公社に委託している技術援助が必要かどうか、月2回程度で年間100万円は妥当か」と疑問を投げかけ、市町村担当者の「疑問はあるが文句を言うと県に補助金を減らされるおそれがあるので、公社に発注している」との声を紹介し、公社のあり方を批判しているという事実を事実認定してい

ただきたいという申し入れであります。

倉田委員 2点目の信濃毎日新聞のことは、これは報道されたことは事実でございますけれども、私ども百条委員会で調査をしている働き掛け、田中知事の後援会の幹部の働き掛けから見ますと、このいわゆる認定は必要ないというふうに判断をしておりますので、よろしくをお願いします。

小林委員長 採決に移ります。ただいまの提案に、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

挙手少数、否決であります。次に進みます。

宮澤副委員長 平成12年9月議会で、光家土木部長は風間辰一議員の質問に答え「下水道公社の発注はあまりに県外ばかりなのでもう少し県内に振り向けるべき」と強く言い、これが下水道問題に関する県の方針転換のスタートになっているという事実を認定してほしいという申し入れであります。

小林委員長 採決に移ります。ただいまの認定提案に対して、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

多数ですね。次に進みます。

宮澤副委員長 小林誠一氏は働き掛けということで自身の行動をとらえるのであれば、「平成9年に長野県メンテナンス業協会の一員として、当時の下水道公社の佐々木専務、太田土木部長に懇談会を開いてほしいとの陳情書を出している」と証言しており、田中知事になって始まったものではないことを述べているという事実を認定してほしいという申し入れであります。

小林委員長 採決に移ります。ただいまの申し出に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員ですね。次に進みます。

宮澤副委員長 平成13年度当初から維持管理の入札方法は、流域下水道と広域維持管理について、下水道課と下水道公社双方で見直しの検討をしていた。その中で、平成12年12月議会で入札に地元業者を配慮してほしいという要望があったと聞いており、13年12月議会前に県内維持管理業者から入札参加の受注の機会をとという要望も、下水道課と一緒に公社も受けているという事実を認定してほしいという申し入れであります。

小林委員長 採決に移ります。ただいまの認定に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員ですね。次に移ります。

宮澤副委員長 また平成15年の9月議会では、下水道の維持管理業務を地元業者優先に発注してほしい旨の陳情が出され、議会として採択されているという事実を認定してほしいという申し入れであります。

小林委員長 ただいまの件に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員ですね。次に移ります。

宮澤副委員長 このような経過を見れば、地元業者を優先とした維持管理業務の入札改革は必要とされた流れであり、平成13年末から小林誠一氏が政策秘書室に頻繁に出入りし、入札改革について、技術支援料はできるだけ軽くすべき、県内業者にできる維持管理業務は順次県内業者に変えていくべき、公社の組織を身軽なものにしていくべきと持論を述べていたことは、入札改革の一連の流れの中での行動でもあったと考える。しかし、当時は土木部のパソコン事件とのかかわりで名刺営業が禁止されていた時代であり、利害関係者と知りながら、政策秘書室に週1回、多いときで2度、3度と自由に出入りさせていたことは普通の県民ではあり得なかったことであり、県民からの意見聴取や働き掛け自身は否定されるべきものではないが、知事後援会幹部として特別扱いであったと言えるという事実認定をしてほしいという申し入れであります。

小林委員長 ただいまの提案について採決をいたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。次に進みます。

宮澤副委員長 入札改革を急ぎすぎたことから、平成14年から15年にかけては市町村が納得できないままに維持管理業務を地元業者優先に行おうとして、下水道課も公社も多くのエネルギーを費やしたが、市町村との間ではあつれきとなった。事態収拾のため、結果として大月良則氏と近藤眞氏で相談調整し、4流域、5広域、6単独すべてにおいて、公社改革の方向性を示すことを前提に平成15年は随意契約とする。4流域については県内業者2社(1社10%以上)の下請を入札条件とするという内容で決定し、知事の決裁を受けたという事実認定の申し入れであります。

倉田委員 この項目のところでは、知事の決裁を受けたというところが、事実認識で柳田提案と基本的に違っております。ですからこの項目は、この知事の決裁を受けたというところが一番ポイントですから、これの事実認定には賛同するわけにはまいりません。

小林委員長 わかりました。採決に移ります。ただいまの申し出に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

少数。否決であります。次に進みます。

宮澤副委員長 この内容に基づき入札を行ったところ、小林誠一氏が経営する会社が千曲川上流流域下水道の下請に入り、究極のボランティアをやっている人だとの思いの中で対応していた近藤眞氏は「信濃毎日新聞の報道で知り、非常にショックを受け残念であった。改革をするということであれば入札すべきではなかったと思っており、非常に残念である」と述べている。近藤氏の心情に共感はあるが、小林氏の道義が問われても、入札制度をねじ曲げ、県民益を損なったわけでもなく、違法とは言えないものであるという事実認定を願う申し入れであります。

服部委員 これにつきましては、先ほど柳田委員の認定も行いましたけれども、小林誠一氏は非常に、小林誠一氏の意志によってこの下水道改革、下水道の入札制度が変わったということ。そしてまた、知事が非常にかかわっておりまして、決定権は知事ではなくても小林誠一氏が非常にかかわったということで、これについては、私どもは認めることができない。そしてまた、入札制度をねじ曲げたわけでもなく、小林誠一氏がですね、県民益を損なったわけでもなくとこう書いてございますが、それについては、私どもは認めることができませんので、これについては認めることができないとこういうことです。

小林委員長 採決に移ります。ただいまの提案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

少数。否決であります。次に進みます。

宮澤副委員長 平成16年度の入札では、県内に本店を有する者と県外企業とのJVによる一般競争入札で行うこととし、一抜け方式を採用したが、落札後5日間で技術者を確保しなければならず、期間が短すぎることに、応札者が少なく競争性に乏しいこと、応札後本店を県内に移した業者がいることなどから、野崎氏の判断で入札を中止したが、公告内容にあいまいさや無理があり、小林誠一氏の意向を受けたことが原因との指摘もあるが、このような条件下では客観的に見て入札の公正性・競争性が保てず、中止したことで入札制度をゆがめたものでもなく適切な判断だったと言えるという事実認定を求める申し入れであります。

服部委員 これについては、野崎氏の判断で入札を中止したとこう書いてございますが、これは私どもは知事が、先ほど認定しましたように知事の指示によるとこういうふうに認定をしております。そしてまた、小林誠一氏の非常に影響があったということが認められて、私ども思っておりますので、これが「入札の公平性・競争性が保てず、中止したことで入札制度がゆがめられたものでもなく適切な判断だ」ということについては、認めることができません。

また16年度のこのJVの入札は、一抜け方式を中止ということですが、17年度の委託業務

については、一抜け方式できちんと小林誠一氏の関係会社がとっているわけでございまして、こういうこともこの文章にはありませんので、これについては認めることはできないということでございます。

小林委員長 採決に移ります。ただいまの提案に対して賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

少数。否決であります。次に移ります。

宮澤副委員長 以上見てきた観点から解明してきた内容で、小林誠一氏の働き掛けを明確な利益誘導や違法と認定するのは適当ではなく、必要な入札改革を進めている過渡期の矛盾の問題であると言えるという事実認定を求める申し入れであります。

服部委員 これについても、小林誠一氏の働き掛けは明確な利益誘導だということを私どもは思っておりますので、先ほどもそうでございますが、これについては認めることができないと思っております。

小林委員長 採決に移ります。ただいまの提案に対して賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

少数。否決であります。

次に、自民党県議団の平野委員から提案のありましたことにつきまして、採決いたします。朗読願います。

宮澤副委員長 県下水道事業に対する知事後援会幹部働き掛け問題における知事の責任についての事実認定の願いであります。

小林誠一氏が知事後援会に多額の献金をするとともに、自動車の運転をするなど労務の提供をした。知事は知事後援会幹部となった同氏を“特別扱い”し、県下水道事業に関する権威・権限を同氏に与えたと同様の結果となった。上記の立場を最大限に利用して、同氏は県の入札制度などを同氏の都合のよい方向にリードし、結果として同氏の関係する企業が県の仕事をするのが実現した。これら一連の流れは、合法的な献金からスタートしているとしても許せるものではなく、知事として県民の信頼を裏切る行為であり、道義的に重大な責任があると言わざるを得ないという事実を認定してほしいという申し入れであります。

石坂委員 この御提案につきましてですが、3項目と結論とそれぞれ簡単に御意見申し上げたいと思います。第1項目につきまして、確かに庶民にとって100万円を超えるものは多額ではありますが、ただ政治家への献金として必ずしも多額と断定できるのかという点で、認定をここまでするかどうかについては、私たちは異存があります。2番目の2項目めなんですけれども、特別扱いの事実は先ほど私たちも御提案をしたものですので、そこは賛同する

ものですが、「権限を与えた」というような表現には当たらないのではないかと考えております。3項目めのことについてですが、「リードし」というような表現もあるわけなんですけど、小林誠一氏を含め、小林誠一氏は後援会の幹部としての特別扱いを受けたことについて、私たちも納得はしないものではありませんけれども、ただ、同業者も含めたできる限り県内業者の参入が可能になるようにという働き掛けの中身そのものについては、賛同できる部分もあるわけですので、必ずしも彼のみの意見で県の入札制度や入札そのものが転換されたのではないという認識ですので、これについても賛同できません。

以上の結論から言いますと、特に道義的に重大な責任という部分の結論ですが、特別扱いをとどめなかったということについては、確かに道義的な責任は、私たちはあるというふうには思っておりますけれども、この脈絡の中で、つまり献金からスタートし、特別な権限を与え、それが道義的に重大な責任があるという結論については、この認定には賛同できません。平野委員 2点ほど。一つは、特別扱いは共産党も認めてくださったんですけれども、結果的にこの問題については土木部長も相談しなさいという、これが県庁全体にどう映るか。まさにこのことに関しては、知事を除けば県庁で一番、この問題に対して権威者というのが小林誠一氏になったわけであり、事実上、これはまさに特別扱いで、私が言ったように権威・権限を、もうこの問題に関しては、もう小林誠一氏に与えてしまったという、これがその後の流れを決めているわけであり、

それから、実はこのあとの2の問題、公文書毀棄の問題があります。なぜあの文書を毀棄したか。要するに一業者、一後援会幹部が、県にこれだけ深くかかわっていたということは、後ろめたかったんですね。後ろめたいことを消そうとしたんです。これがまさに実は、本当は責任というか、ちょっとまずいんだということを知事が知っていたわけです。その、このあと問題をやりますけれども、それが逆に言うと一番の傍証であります。ですから、後ろめたいことはやっぱりしてはいけないうことでありまして、やはり大きな私は責任があるというふうには言わざるを得ないわけであり、以上であります。

林委員 今度の下水道にかかわる知事後援会幹部の働き掛けという問題ですけれども、その流れの全体を見ますと、それは県内業者が長く望んでいたことであり、かつてのむだな大型公共事業を県外のゼネコンが受注をしていくというものと全く資質の違うものであります。そしてそのことは、議会でも陳情書を全会一致で議決しているように県議会も認め、業者も長く願ってきた。またそのことは前県政から、そうした長い間、県内業者の要望としてきたことでありますから、そうしたもの自体するというは、全く問題ないことであると。

それともう1点、この最後のところで、非常に献金からスタートして利益誘導するというような流れにつくられておりますけれども、
(発言取消部分)

しかし私は、田中県政になって、田中知事自体がその利益誘導あるいは便宜を与えるということは最も排除してきた人であり、また今回の一連の動きの中で、知事が業者に対してそうした利便を与えたということではなしに、確かに一面では働き掛けた業者が最後落札をしたという、そのことは道義的責任は問われるけれども、手続上は全く問題がなかったという点は認定できるものでありますから、こうした一連の行為が田中知事によって行われたというような部分は全くないということは、まずしっかり言える問題であります。

また、特にこうした県内業者への仕事へシフトしていくという問題は、下水道に限らず多くの事業において、今の非常にこの厳しい経済状況の中では当然のことであって、県民の強い願いであるというふうに思うわけありますから、こうした今回の問題での自民党県議団の指摘については認定することはできません。

倉田委員 まず、今、林委員の御発言の中に、_____ そういう動きがあった、献金の動きがあったという、これはもし実証があっただけならいいけれども、もし推定でおっしゃるんだとしたら、これ取り消していただきたいというふうに思います。

それから百条委員会の目的というのは、真相を解明すると。その中心に田中知事がいるということが、まず解明の根拠の一つの大きなポイントでございますから、この問題について、田中知事の責任を問わないわけにいかないわけでございます。そういう点で言えば、相当、平野委員も当初出した文書に比べると相当やわらかい文章にされましたけれども、いずれにしても基本的にこういう . . . ということをしつこりと踏まえながら、やっぱり知事の責任というものをこの委員会の中で明確にしておくことが必要だと、こういう立場で賛成でございます。

小林委員長 採決に移ります。自由民主党県議団からの提案につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

多数です。今の件については認定をいたしました。推定であるならばという部分がございましたので、その点について、林委員。

林委員 これ、ごく社会的に、一般に言われることであって、私は一般論として話しただけで、こういう事実があっただというのを指摘したわけではございません。ごく一般論として話しただけであります。

倉田委員 一般論として言うのは結構ですけども、_____ というふうに明確に言っているわけですから、_____ の中にそういう事実があったかどうかということ、私はもしあったのなら出していただきたい。そうでなかったら、この発言はやっぱり推定ですから取り消していただきたいというふうにお願いでございます。

林委員 _____ のという部分、私は立証できませんので、その部分は取り消しますけれども、一般論としてそうしたことはあったという点については、きちっと入れておきたいと思います。

小林委員長 いいですか。ただいま取り消しの申し出がございましたが、その部分を取り消すことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

はい、結構です。それから採決については、先ほど採決をとったとおりであります。次に進みます。

次は、平成16年度流域下水道業務の委託先についての証言における田附保行氏の偽証認定提案を議題といたします。先ほど質疑は終了いたしておりますので、意見、討論のある方は発言願います。

石坂委員 結論から申し上げますと、偽証認定には賛同できません。理由を申し上げますが、ここに書いてあるそれぞれ引用されました議事録からの証言は、これはこれとして事実であることは私たちも認めたいと思います。しかしながら、田附氏がこのような行動をとったり、またこのような認識をしましたのは、当時の下水道課の状況として、地元業者優先の入札制度に何としても持っていかねばならないという状況があり、かなり追い込められた状況であったということを田附氏自身が証言をしております。したがって、偽証と言いますのは意図して事実をねじ曲げることでありますが、意図して事実をねじ曲げたということには当たらないという点で偽証認定には賛同できません。

林委員 私はこの偽証認定には反対するものであります。特に当時、県の流域下水道については、公社が技術支援をして県内企業優先の入札を行うという方向で、公社も一緒になって進んでいたわけでありまして。まず8月末に市町村単独下水道について、技術支援をする方向で公社がまとめた報告書を田中知事に提出しております。またその際、田附氏が流域も技術支援をすれば県内企業での入札可能であると提案し、知事からぜひその点についても検討するようにという宿題が下水道課に対して出されております。特にこの場では、公社がまとめたものなので公社側の関係者、田中理事長も含まれております。いたので、公社も当然この方向で進むということは認識をしていたわけでありまして。

次に10月末に流域についても技術支援をすると公社の方で報告書をまとめ、知事に報告しております。またこの会議には、公社の関係者も同席しております。出席しております。さらに柳田氏が問題にしていることがあった時期では、9月県会が終わったころ、10月10日過ぎであり、つまり8月末と10月末の間の出来事で、公社も技術支援をする方向で進めていたものであって、偽証という問題は、今、石坂委員が主張されたように、極めて意図的に政策

や方向を曲げるというそういう問題であって、田附氏のこの、ここで言ってきた問題については、そうした意図的な問題ではなしに、県全体の、県内企業にシフトしていくと、公社も含めて検討してきた方向づけしたものであって、そのことは決して偽証には当たらない、こう思うわけであります。

柳田委員 今、林委員の発言の中で、公社もこの方向になることを承知していたということがありますけれども、承知していません。これはよく議事録をごらんいただきたいというふうに思います。この中で県内の業者に限定することを賛同している方は、土木部下水道課及び下水道公社の中で賛同している人はいないんです。この中で小林誠一氏の働き掛けによって、この県内業者に限定されるということが決定をします。よく議事録を読んでください。この中で主導しているのは田附氏だけなんです。田附氏が主導するんです。その中で影響を与える。彼がその考えに至った理由というものは、お話になられたように議会の議決もあるんです。しかし、その中において、この日に決定をして、その日のうちに下水道課に行って話をするんです。この日に決めているんです。これが決定的な、この入札要件が決定をされた日なんですね。そして、その後刻において、後日において、諏訪がはずれます。この溶融炉があるという難しいことで、このときも課長補佐から田中邦治証人に依頼が行って、そして電話で諏訪は危険なものがあるからいいですねと確認をします。そうするとしようがないなということを確認をするんです。それを確認して下水道課にまた戻すんです。

私が言っているのは、これ、事実認定とも関係していますけれども、その始まりと、始まりというか入札要件が決まる部分と、入札要件の中で諏訪がはずれる部分も、いずれもこの小林誠一氏のかかわりが深くあるんです。ここで決定をされているんです。そのことが、その話し合いがなかったと言っているんです、田附証人は。そういう意味ですから、田附証人が言っていることは、決定的な部分について話をしていないという、極めて重大な分かれ道になりますので、ここはほかの不可思議なところもあるんですけれども、決定的な場面でありますので、あえて偽証という形で取り上げさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

小林委員長 ほかに。以上で討論を終局いたします。採決に移ります。ただいまの偽証認定提案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

多数。決定いたしました。

次に、付託事件の2番目の項目、「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項について、順次発言を願います。

高見澤委員 それでは「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関す

る事項について、論点整理をした結果を御報告申し上げます。まず概要といたしまして、2003年（平成15年）10月6日、読売新聞長野支局から、「公職にある者からの働き掛け」等についての公開請求がなされた。当時の田附下水道課長は岡部経営戦略局参事に相談し、その際請求された公文書を不存在とすることにし、該当の公文書5部を回収し破棄した上、パソコンに入っている関係文書やフロッピーをすべて消去するよう指示をし、情報公開請求に応じなかった。しかし、後に下水道課職員のファイルから出てきた「公文書」を公開することとなった。

これらの公文書破棄をめぐって、公文書の破棄を実行したことは事実か。田中知事の指示があったのか。知事後援会元幹部による働き掛けがどのように行われたのか、などが焦点となった。調査の段階で岡部元経営戦略局参事や田附元下水道課長から田中知事に状況報告をする中で、田中知事の指示を求めようとしているメールが数回にわたって送信されている。そのメールを受け田中知事は、疑念の思いを承知しながら何らの指示もしないばかりか、特定の県職員や働き掛けをしていたとされている当事者（知事後援会元幹部）にも転送されていた事実が判明した。これらが概要でございます。

これらに基づきまして、まず情報公開請求のあった文書が、これが公文書か否かの検証が必要でありました。そこで公文書か否かの検証、公開請求された文書には、知事後援会幹部が知事の威光をかさに働き掛けと思われる発言や行動が記載されており、ワーキンググループの人選まで提言されていたことも記録されている。

岡部英則証人は、これが私的メモというのはあくまでも口実であって、実態は公文書だということで考えておりました。ですから公文書として残すということが非常に危険だということですので。（中略）これはもう課長が保有している、しかもキャビネットの中にあるということは、もう原則これは公文書ですから、いかに理由をつけようとも間違いなく公文書であるということで私自身は判断していました。

（議事録第11回の30ページに記載）

田附保行証人は、総務委員会へ呼ばれて、はっきり申しまして、岡部さんから実際これはもう本来なら公文書だということを言われまして、そこではっきりと認識を改めたと言いますか、誤っていることを知ったわけでありませう。

（議事録第11回の86ページに記載）

中野守雄証人は、内容を見ると明らかに仕事にかかわることですよね。それで私はもう、これはもう公文書であるから、当然公開請求があれば公開しないと（中略）これは私的メモだと、そういうふうに理解していた職員はだれもいないと思います、はっきり言って。

（議事録第9回の79ページに記載）

小林公喜証人は、これは下水道課の、下水道公社の入札制度を改革する上での一連の経過の資料として、当然組織的に活用し職員が共有している。そういうことから公文書ではないかと。(中略)同じ理解をしておりました。

(議事録第11回の30ページから31ページに記載)

これらの証人の証言によっても、文書は明らかに公用文書と読み取れるものである。さらに、「2003年10月9日AM7時48分、田附課長から田中知事へ：公文書公開請求：と題するメール」によっても、田附保行証人は議事録と明確に記載されていることを見ても、すべての証人が公用文書としての認識があったと考えられる。しかもこの文書が、下水道課の田附課長自身のキャビネットの中に保管されていたことなども証言から明らかになっており、田中康夫証人や田附保行証人及び岡部英則証人を含む関係者が、公用文書と知りながら「当該文書を不存在としなければならない」と判断せざるを得ない内容の文書であると承知していたと考えられるものである。これが公文書か否かの検証の結果でございます。

それに基づきまして、違法性及びそれに類する疑義について、検証してみました。一つとして、公用文書破棄に対する疑義。2003年(平成15年)10月6日、読売新聞長野支局及び信濃毎日新聞社から、「公職にある者からの働き掛け」等についての公開請求がなされた。当時の田附下水道課長は岡部経営戦略局参事に相談し、その際請求された公文書を不存在とすることにし、該当の公文書5部を回収し破棄した上、パソコンに入っている関係文書やフロッピーをすべて消去するよう指示をし、情報公開請求に応じなかった。これは公用文書等毀棄に該当すると考えられる。

2番目に知事の関与に対する疑義であります。県に対し「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係わる情報公開請求された際、職員は「知事後援会幹部の働き掛けと見られる内容の公文書」であるため、知事と連絡する過程で「知事は当該公文書を不存在とする考えである」ことが、知事の意味であると職員は判断して一連の行動になった事実が明らかになった。その結果、働き掛けどおりの入札制度の変更となり、平成17年度事業の入札で、その知事後援会幹部が関係する会社が落札した事実も判明した。このことは「公文書破棄の事実を知りながら、破棄中止の指示を怠り公開請求の指示をしなかった」など、政策決定への不透明な関与がなされたと考えられる。

3番目に偽証等に関する疑義。田附保行証人、岡部英則証人、田中康夫証人、北原俊樹証人の同一尋問に関して、各証人による証言内容はほとんど異なっていることからして、偽証の疑義が考えられる。

以上3点の疑義に基づいて、それぞれ検証をしてみました。 、公用文書破棄に対する疑義についての検証。証人喚問した証人の証言から、岡部英則証人は当該公文書の破棄等を指

示し、田附保行証人はいったん下水道課職員に配布した公文書を回収し、その公文書の破棄を実行した。さらに当該公文書に係るパソコンの磁氣的記録やフロッピー内の記録もすべて消去したことが明白である。

不存在とした当時、組織的に管理されている「公文書」をすべて破棄していなかったにしても、みずからが課員から回収行動をして破棄に至っていることは事実である。

当初の公開請求に対して不存在決定を行った際には、当該文書は公文書（組織的に共用する文書）ではないという判断により、メモとして取り扱ったとしているが、「公文書か否かの検証」の項による証言のとおり、明らかに公用文書としての認識を持っていたものと考えられる。したがって「公用文書であることを認識した上で、故意に隠匿した」ものと判断できるものであります。これは後に申し上げますが、資料編の3ページから4ページ参照しております。

これに基づきまして検証結果の判断をしてみました。論点整理及び検証結果による判断。「公用文書破棄に対する疑義についての検証」で検証のとおり、岡部英則証人は当該公文書の破棄等を指示し、田附保行証人はいったん下水道課職員に配布した公文書を回収し、その公文書の破棄を実行した。さらに当該公文書に係るパソコンの磁氣的記録やフロッピー内の記録もすべて消去したことが明白であり、田附保行証人及び岡部英則証人は公用文書毀棄したと判断できるものであります。

2番目に知事の関与に対する疑義に対する検証。岡部英則証人や宮津雅則証人の証言からしても、田中康夫証人が直接岡部英則証人に指示をしたと考えられるが、田中康夫証人の証言からは読み取ることができなかった。しかし、情報公開を受けた文書を「私的メモとした背景」も、知事を擁護したいとの考えであり、知事もメール等を通じ承知をしていた。田附保行証人が田中康夫知事あてに10月9日AM7時48分に「公文書公開請求について」のメールの中に、文書の破棄を始めたことを報告している。

田中康夫証人は「私は逆に、メモであるという判断が出たということに関しては報告を受けましたが、しかしそれを破棄をすると、処分をするというようなことは、これは仮にそれがメモであったとしても、あらぬ疑いをかけられるということは、職員にとっても関係者にとっても、よろしからぬことだからまずいのではないかという感懐を抱いたということでもあります。」と証言をしている。

(議事録第13回の15ページに記載)

感懐を抱いていながら、田附保行証人にも岡部英則証人にも「文書の破棄をとめさせ、情報公開をするべき」と指示をする時間的余裕がありながらしなかった。なぜ岡部英則証人に直接指示をしないで、9日の夕方、岡部英則証人の部下である宮津雅則証人に「破棄は不味

いよね」とメールを打っているのか理解できない。

さらに、田中康夫証人は岡部英則証人から、10月9日に2回（「近況報告」「再度話しました」）、10月10日に「下水道課について」、10月15日「説明不足でした」、10月16日「近況報告」と5回にわたって、当該公用文書破棄にかかわるメールを受信している。田中康夫証人はそのたびに宮津雅則証人ほかにそれらのメールを転送していたことが、田中康夫証人が当委員会に提出したメールによっても明らかのとおり、岡部証人からの詳細な報告を受信し、公用文書破棄の行為が行われることを容認していたことになる。

仮に田中康夫証人が当該文書破棄を知ったのが8日であるのか9日であるのかに関係なく、これら重要な事実を知り得た段階で未然に文書破棄中止の指示をすれば、破棄の実行を妨げていたはずである。長野県知事である最高統括者としての責務を放棄していることでもあり、明らかに職員が文書破棄行為の実行をしようとしている行動を容認していたと判断できるものである。これは資料編5ページから7ページを参照しています。

次にその論点整理及び検証結果による判断を述べます。「知事の関与に対する疑義についての検証」で検証のとおり、田中康夫証人は情報公開請求があった文書が、公用文書であることを知り得ていた。また、田附保行証人及び岡部英則証人が田中康夫証人をかばおうとして、当該公用文書を破棄することを事前に知り得ていたことも明らかである。しかし、田中康夫証人は田附保行証人及び岡部英則証人による公用文書破棄の実行をしようとする行動を知り得ていながら阻止の指示も出さず、情報公開を指示することもなく、「当該の公用文書不存在」及び「当該公用文書破棄」とする職員の行為を容認する行動であったことも、各証人の証言及び当委員会に証拠として提出された各メール及び知事から提出されたメールを見ても明白である。

続いて3番目、偽証等に関する疑義に対しての検証。田附保行証人、岡部英則証人、田中康夫証人、北原俊樹証人の同一尋問に関して、各証人による証言内容はほとんど異なっている。一部偽証と思われる証言も多々あったが、各証人による、それら証言の食い違いのすべてを偽証との判断には至らなかったが、2件について偽証の疑義があると考えられる。

平成15年4月23日のホテル信濃路での「後援会幹部と懇親会しなごらの懇談会」についての文書のみ田附保行証人が仮に当初私的メモとしても、文書に記載されている内容とその文書を課の職員に配布した行為は、職務上作成されたものであり組織的に共有していた文書であることが、多くの証人の証言からも明らかである。さらに15年4月16日に2部、17日、5月20日の4つの文書においても、公用文書であることは「公文書か否かの検証」で検証のとおり明らかになっている。したがって、情報公開請求された文書は明らかに公用文書であり、田附保行証人も岡部英則証人も田中康夫証人も公用文書の認識はあったと判断できる。

よって田附保行証人が当該文書を私的メモ、私的文書と証言していることは偽証と判断できるものである。

田中康夫証人は情報公開請求された公用文書に対し、「知事の関与に対する疑義についての検証」で検証したとおり、職員が文書破棄行為の実行をしようとしている行動を容認していたことが明らかである。また、岡部英則証人が「知事から出さないよう、ということで指示を受けたというふうに考えております。」と証言している。さらに岡部英則証人及び田附保行証人からのメールによっても、リアルタイムで田中康夫証人に公用文書破棄の実行を行う内容をメールで報告していた。にもかかわらず、田中康夫証人は「それは、それぞれ情報公開請求の担当の人間が判断することであり、私からの指示はございません。」と証言している。当時の長野県政の執行の流れは、知事の指示がなくして職員は事務執行の判断ができない状況であった。岡部英則証人は「指示は私の責任ということとさせていただきたいと思っております。」とメールで田中康夫証人に状況報告をしているが、岡部英則証人は「私の責任」という立場でもないが、せっぱ詰った状況であったため「私の責任」とせざるを得なかった。これらのように田中康夫証人は言外において、事実上の田中康夫証人から当該公用文書を破棄の指示が出されたことと判断できるものである。これは資料編の7ページから8ページ及びメール集を参照です。

これらに基づいての論点整理及び検証結果による判断。「公文書か否かの検証」で検証のとおり、明らかに「公用文書」と判断できるものであり、田附保行証人は公用文書であることを認識していた。したがって、田附保行証人が私文書あるいは私的メモと最初から証言の中で繰り返していることは、公用文書と知りながら故意に私文書あるいは私的メモと証言しているものであり、私文書及び私的メモと証言したことは、偽証と認定することが妥当であると判断できるものである。

また、田中康夫証人はリアルタイムで公用文書破棄の実行を行う内容をメールで報告を受けていた。その報告に対し何ら指示はしていないが、中止の指示をしなかったことは、言外において事実上の田中康夫証人から当該公用文書を破棄の指示が出されたことと受けとめられる。

よって田中康夫証人が「私からの指示はございません」と証言したことは偽証であると判断できるものである。以上でございます。

小林委員長 続きまして、日本共産党県議団から提案、お願いいたします。

毛利委員 それでは「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項という調査事項に関しまして、共産党の考え方などを申し述べさせていただきます。きょう皆さんのところに、これから私の方で提案させていただく文書をお届けさせていただい

てありますけれども、それは昨夜までの検証の中でつくらせていただいたものであります。けさ登庁してきたときに、岡部英則氏からの陳述書が新しく出されておりました。その陳述書の内容は真っ向から、過日、田附証人が訂正をしたものに対する反論的な内容でありました。したがって、この両者をさらに精査しなければいけないという客観的な事態はありますので、これから私が申し上げる提案につきましては、今後、精査、補足もあり得るということを前提にした上でお聞き取りをいただきたいと思っております。

公開請求された平成15年4月16日、23日、5月20日の文書について、だれが公開せずに破棄を命じたのかということですが、田中知事は「情報公開請求の担当の人間が判断することであり、私からの指示はございません。岡部氏の責任感の中で指示をしたもの」、証言ですが、とっております。知事の秘書を務め調整役をやっていた北原秘書も知事の指示は覚えがない、自分が上司である部長級の岡部氏に「迅速に処理しろ」と言った覚えはないと証言し、むしろ「何で公開しないのか、公文書を出さないようにすることができるのか」と言ったと証言しております。

一方岡部氏は「知事の指示であり、北原氏が命を受けて出しづらいところがある、出さないように」と指示をしたので、実行部隊として「私的メモ」ということで、田附氏に回収させ、破棄をさせたと証言をしております。

この二つのと言いますか、3人ですが二つの部分ですが、言い分は食い違っておりました。あと挿入ですけれども、「記憶違いもあるので」というのをに入れていただいて、何が本当かわかりにくいですが、「知事後援会幹部の働き掛けがあったことが表に出れば、包み隠さない県政を遂行している田中知事にとってイメージダウンにつながる」と、知事との信頼関係をもう一度取り戻したいと考えた岡部氏が先走って対応したものと思われる。

(岡部英則氏の証言による)

なぜならこの問題で最初に動いたのが田附氏というように岡部氏は言っているが、岡部証言でも公開請求の流れについて「文書学事課で受け付けをし、そのコピーが各主管課に届けられる。窓口で部局を特定し、1通が私に送られてきた。その後、情報公開係は主管課へ請求書の写しを届けるというのが手順」と言っております。当時、文書公開を担当していた岡部氏は、真っ先に請求を知り得る立場にあるということ。さらに遅くとも公開請求のあった次の日には請求書が自分の手元に届くとおっしゃっております。

公開請求は10月6日であり、田附氏は10月8日にこの内容を知りバタバタと対応を迫られたことになっておりますが、岡部証言では事実を知ったのは10月9日とっております。岡部氏の証言には時系列的につじつまの合わないこともありますが、このような立場にいた岡部氏が田附氏よりも情報が遅れ、先に知った彼から相談を受けて対応したということは考え

にくい。

請求されている文書は「メモ、覚書」のたぐいであるが、県が公文書と定義している以上、だれが主導して隠滅したかは別にして最初から公開すればよかったことであるし、知事も「破棄は不味いよね」と言っているなら静観するのではなくなぜやめさせなかったか疑問が残るところであります。

前段の3者の証言の違いは、記憶とはいかにあいまいなものであるかを証明しているものであり、偽証認定は、その次はちょっと数字入れかえで、でき得ないが、果たして公文書毀棄に当たるのかということである。

刑法第258条では「公務所の用に供する文書」を毀棄したものは3月以上7年以下の懲役刑に処すると定めています。では、今問題になっている文書は公務所の用に供する文書かと言えば、公文書ではあってもそれがなくなったからといって県行政に重大な支障が起こる刑法上の公文書とは言えないものであります。判例を見ても公文書毀棄は極めて少なく、明治44年に公正証書原本に貼付してあった収入印紙をはがし、文書を毀棄したということと、それから昭和38年に労働争議に絡んで旧国鉄が列車の遅延、運転休止をわびて掲載した急告板を勝手に取り外して文言を抹消した例だけであります。したがって非常に数的には、公文書毀棄ということが裁判の結果として認定されているものは非常に少ないということでありませう。今回の公文書、いわゆる会議メモの破棄は文書毀棄に当たらないということで、意見を述べさせていただきました。

小林委員長 次に移ります。あおぞらの林委員。

林委員 それでは私の方から、以下2点について、岡部氏の偽証について主張したいと思うわけでありませう。2点、別の項目ですからぜひそれぞれ御審議をいただきたいと思ひます。

一つは、岡部氏が「働き掛け文書」を非公開とし破棄するよう動き始めたのは「知事の指示を受けて」ではなく、岡部氏の「独断」であり、岡部氏の「私が初めてこの公文書問題に対して関与したのは、2003年10月9日午前9時28分、知事から私のところにメールが来て、そのあと知事に1階知事室に呼ばれたと。その時点からの関与であります」という証言は、虚偽であり、偽証に値するというものであります。

二つ目は、岡部氏証言の「出さない方向で調整して」という、9日知事室での「知事の指示」は、岡部氏の作り話であり、虚偽、偽証に当たる、この問題であります。

それでは次に偽証に当たることの根拠を説明いたします。昨年12月17日の百条委員会で田附氏は、平成15年10月8日の話として、「岡部氏との最初の話の中で、公文書には当たらないのではないかと強く言われ、このことを下水道課職員に説明し、理解を得るよう指示をされましたと証言している。

(議事録第24回の20ページに記載)

しかし、岡部氏は、昨年9月1日の百条委員会で、「私が初めてこの公文書問題に対して関与したのは、2003年10月9日9時28分、知事から私のところにメールが来て、そのあと知事に1階知事室に呼ばれたと。その時点からの関与であります」と証言している。

(議事録第10回の136ページに記載)

事実関係がここでもう食い違っております。これは、岡部氏の証言が偽証であると言わざるを得ない。なぜなら岡部氏証言を裏づけるものは、本人の証言だけで、客観的な事実は何一つとして出されてないからであります。

一方で、田附氏の証言は、平成15年10月9日午前10時55分、岡部氏から知事にあてたメールによって裏づけられております。メールには、次のことが書かれています。「田附課長さんは、午前中出張とのこと。お昼に会って、再度課長として決断するよう促します」この次の添付書類1で資料として出しております。これは岡部氏が知事に、「働き掛け文書」の隠ぺいの報告をしている内容です。岡部氏はこのメールで「再度」と書いている。つまり、このメールを送る以前に1度以上、岡部氏は田附氏に「働き掛け文書」を隠ぺいするよう決断を促したことがあるということになるわけであります。

そこで、12月17日の百条委員会で田附氏の証言で、田附氏は9日の「午前9時15分ごろから午前11時50分ごろまでの間」は、小布施町への出張で県庁内にはいなかったことが判明している。資料2でも添付してございます。

(議事録第24回の19ページに記載)

つまり、岡部氏が「働き掛け文書」の非公開について田附氏に最初に話をしたのは8日ということになります。冒頭の田附氏証言は、以上の客観的事実からも裏づけられているというふうに思われるわけであります。

すなわち、岡部氏が「働き掛け文書」を非公開とし破棄するよう動き始めたのは、「知事の指示を受けて」ではなく「独断」でということになることは、以上の事実からでも明らかであります。

よって、冒頭の「私が初めてこの公文書問題に対して関与したのは、2003年10月9日9時28分、知事から私のところにメールが来て、そのあと知事に1階知事室に呼ばれたと。その時点からの関与であります」と9月1日の百条委員会で証言しておりますが、岡部氏証言は虚偽であると判断せざるを得ません。

(議事録第10回の136ページに記載)

上記判断の補足として、以下2点の事実が挙げることができます。まず一つとして、岡部氏は、9日午後1時31分にも「田附課長さんに再度来ていただきまして・・・コピー等は、

このように思います。以上、提出します。

高見澤委員 すみません、時間の関係もございましたので、私の論点整理をまとめた中で資料編を別に添付してございます。この中には、公文書についての考え方、公文書の定義、各証人の認識をもう少し詳しく載せてあります。そしてまたさらに、該当する公文書不存在となっている公文書、これをすべて、どういった日時と出席者、内容等が記載をされております。これが4点あります。それから違法性及びそれに類する疑義ということで、公用文書破棄に対する疑義で、それぞれの証人の証言をここで引用してあります。それから最後にメール集とありますが、これを6ページにわたったメールを添付してあります。これらに基づいての、先ほどの私のまとめでございます。お願いいたします。

小林委員長 以上、3会派から提案がございました。ここで休憩に移りたいと思いますが、特に休憩前に質問しておきたいことがございますか、あったら御発言願います。よろしゅうございますか。それではここで暫時休憩いたします。

休憩時刻 午後5時14分

再開時刻 午後6時42分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。それでは、第2の問題に関する採決を行います。なお、本件も挙手により採決いたします。それでは、提案のありましたものについて、副委員長の方から朗読をいたします。

宮澤副委員長 それでは事実認定だけ、協議会の中で確認されたものを、私の方から申し入れを朗読させていただきます。まず志昂会高見澤委員の提案に関する事実認定の申し入れにつきまして、まず4つの観点で提出されておりますので、一つ一つ認定をお願いするところであります。読み上げさせていただきます。

A、公文書か否かの検証について。これらの証人の証言によっても、文書は明らかに公用文書と読み取れるものである。田中康夫証人や田附保行証人及び岡部英則証人を含む関係者が、公用文書と知りながら「当該文書を不存在としなければならない」と判断せざるを得ない内容の文書であると承知していたと考えられるものであるという、先ほど提案の中の、この部分を事実認定していただきたいという内容の申し入れでございます。

小林委員長 ただいまの提案に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員ですね、全員一致であります。可決。次をお願いいたします。

宮澤副委員長 2点目でございます。「違法性およびそれに類する疑義」の項についての申し

入れであります。 公用文書破棄に対する疑義においては、これは公用文書等毀棄に該当すると考えられる。 知事の関与に対する疑義においては、「公文書破棄の事実を知りながら、破棄中止の指示を怠り公開請求の指示をしなかった」など、政策決定への不透明な関与がなされたと考えられる。この部分を事実認定してほしいという申し入れでございます。

石坂委員 Bにつきましたの意見を申し上げます。 と の2項目についての認定が求められているわけですが、私たちは については認定に賛同するものですが、 につきましたは、Bのタイトルも違法性ということで、今後これが法に照らして違法か適法かということが問われる認定になりますので、その点から言いますと、公用文書等毀棄ということになっておりますが、一般的には文書を隠滅というか、証拠をなくしたというのは破棄という言い方でされますので、刑法上の公用文書毀棄に当たるかどうかという点が問題になると思われまふ。その点に関しまして、先ほど毛利委員から、私ども共産党県議団の見解について申し述べさせていただきましたけれども、いわゆる刑法の公用文書毀棄罪、毀棄という認定につきましたは、今まで判例も非常に少ないことを含め、さらにその文書が公文書であるなだけでなく、実際の公務に支障を来すものであるのかどうかという判断も伴うものとなっているというふうに判断されますので、この については認定に賛同できません。

高見澤委員 この項につきましたは、やはり法的な問題というのも、これはやっぱりある程度考慮しなければいけませんけれども。特に公用文書について、文書破棄というのを知りながら行ったということと、それから、今、文書毀棄に該当するというこの項でございますけれども、これらについては、先ほども私が申し上げましたとおり、あくまでも法というよりも百条委員会として、これらの文書によって、先ほどの柳田委員のいろいろ多くの事実認定がなされたわけでありましてけれども、そういった行為につながっていたという、そういった面ではこの公用文書については、法的な問題もさることながら、非常に県政運営においても重要な文書であったと、公用文書であったということをここで私は訴えたいということでございます。

石坂委員 では委員長のお許しをいただきまして、今、高見澤委員のそういう御意見がありましたので、追加の意見を申し添えさせていただきます。そういう点で言いますと私たちは、御提案が公用文書破棄ということであれば賛同できますが、毀棄という言葉を使っておられますので、これは刑法の公用文書毀棄罪を想定している認定になるということで賛同できないということを先ほど申し上げましたので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

林委員 公文書の破棄に対する知事の関与の件で、非常にこういう点で指摘をされているということですが、一つそこで私どもが調査した中、岡部氏から知事にあてたメール、9日の1時31分ですか、「コピー等は、確認して回収し、処分すること」を田附氏に指示し

たここに書いてあるわけですね。ただしその日に知事がメールを見たのは午後6時過ぎ、それが事実関係の中でそれは見えています。だから知事は既に破棄されたものと思って、それはその段階でまたこの破棄されたものとして、夕方6時ごろ見ているという問題と同時に、その日に知事は宮津氏に対して、「破棄は不味いよね」というメールも送っているわけですね。だから、知事が破棄を指示したということを知りながら中止の指示を怠ったというこの指摘ですけれども、それはそういう点では、知事はまずいということと同時に、既にその時間的経過がたっているから、もう既に破棄されてしまっているというような認識に立っていたというのが事実関係ではないかということから、この指摘は当たらないのではないかとこんなように思います。

柳田委員 先ほどありました石坂委員さんの方から、公用文書毀棄と、言ってみればその文書がなければ職務遂行、公務というものに支障を来すか否かという点でございますけれども、これは当委員会に提出された資料の中に、こういう資料があります。総務委員会で何回かこの問題は取り上げられていて、何回か事情聴取というか、当時の職員に事情聴取をしているという会議が開かれています。そのときに中野証人が、こういう文書についての発言の中で、この文書がなければ仕事ができないという発言をしているんです。指示がなければ仕事ができないという発言をしています。これは小林誠一氏の力の大きさを示した発言でもあるんですけれども、この言ってみれば文書がなければならぬよということを示した文書であり、実はこの中野さんは、この田附さんには呼ばれなかった一人なんです。呼ばれなくて、田附さんは証拠隠滅をしようとする、その隠ぺいをしようとするんですが、中野さんとの関係が悪化していることによって、中野さんと呼んで、あなたの持っている文書を出しなさいという行為はしなかったんですね。結果的に中野さんの持っている資料が残りまして、後世において時期を超えて出てきたというものがあります。そういう意味で公用文書として、仕事ができなかったか、できたかということに関しては、現場の方の証言として出された記録の中に、明らかにこれがないと仕事ができないよという発言がありますので、公用文書の毀棄に当たると考えられます。

石坂委員 今の柳田委員の発言につきましても、趣旨についてはもちろん私たち賛同するものなんですけど、あくまで法律用語と一般論については厳密に判断を区分けしたいという私たちの見解ですので、御理解をいただきたいと思います。

竹内委員 番の知事の関与に関することですがけれども、確かに記録として「破棄は不味いよね」という表題のものが出てまいりました。しかし、私の求めた記録というのは、関係するすべてのいわゆるメールという、特定して人も名前も挙げて小林誠一氏も含めて請求したんですけれども、それを受けた宮津氏の言ってみれば対応については、メールとかそういう

ものは出てこなかったということですので、実質的に知事が私どもの、知事が行った証言、そして出された記録の中では、いわゆるそれをとめた、知っていてとめたという実績、実態が明らかにならないという意味で、私はこの知事に対する関与の疑義については、賛同したいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

小林委員長 討論を終局いたします。委員長が必要と認め、今の提案の中の、 を別々に採決させていただきます。それでは、 公用文書破棄に対する疑義においては、これは公用文書等毀棄に該当すると考えられるという提案に対して、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

多数。それでは、知事の関与に対する疑義においては、「公文書破棄の事実を知らながら、破棄中止の指示を怠り公開請求の指示をしなかった」など、政策決定への不透明な関与がなされたと考えられる。以上の提案に対して賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

多数、決定をいたしました。次に進みます。

宮澤副委員長 Cに入ります。公用文書破棄に対する疑義についての検証の項について求める申し入れであります。「公文書か否かの検証」の項による証言のとおり、明らかに公用文書としての認識を持っていたものと考えられる。したがって「公用文書であることを認識した上で、故意に隠匿した」ものと判断できるものである。

印ですが、論点整理及び検証結果による判断においては、田附保行証人及び岡部英則証人は公用文書毀棄したと判断できるものであるという部分につきまして、事実認定を申し入れる内容であります。

石坂委員 大変こだわって申しわけないんですけど、印がなければ認定に賛同できることと、もし御理解いただけるならば、この毀棄のところを破棄にしていれば賛同できますが。

林委員 この公文書の毀棄について、岡部氏と田附氏を同列に挙げてありますけれども、これは今までの事実関係で明らかのように、田附氏は当時個人的なメモだという見解を持っていたわけですね。その後、岡部氏の指導も、あるいはサジェスションもあった中で、これは公文書という認識に立ったと。ただし最終的には、岡部氏の指示に従ってそうしたことに同意していたということですから、職務命令義務違反、もし上司の指示に従わないということになれば職務命令義務違反ということになるわけですから、このことは同列に扱うという問題ではない、岡部氏の強力な指導によって行われたということが事実認識として、また今までの検証の中で明らかになったと思うわけですから、ここについてきちんと区分すべきであるというふうに思います。

小林委員長 先ほどの石坂委員の提案でございますが、提案者、御意見ございますか。
(高見澤委員から「このとおりです」という声あり)

このとおりですね。それでは、お聞きのと通りの提案に対して、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

多数、決定いただきました。次に進みます。

宮澤副委員長 知事の関与に対する疑義に対しての検証の項についての事実認定の申し入れであります。これら重要な事実を知り得た段階で未然に文書破棄中止の指示をしていれば、破棄の実行を防げていたはずである。長野県知事である最高統括者としての責務を放棄していることでもあり、明らかに職員が文書破棄行為の実行をしようとしている行動を容認していたと判断できるものである。

印ですが、論点整理及び検証結果による判断においては、田中康夫証人は、田附保行証人及び岡部英則証人による公用文書破棄の実行をしようとする行動を知り得ていながら阻止の指示も出さず、情報公開を指示することもなく「当該の公用文書不存在」及び「当該公用文書破棄」とする職員の行為を容認する行動であったことも、各証人の証言及び当委員会に証拠として提出された各メール及び知事から提出されたメールを見ても明白であるという内容について、事実認定を求める申し入れであります。

林委員 この中で、特に知事は最初の段階から岡部氏に対しても、「きちんとしてよね」というメールを送っているわけですね。だからそのことは、破棄しろというメールはもちろんしたわけではありません。あるいはそのあと、先ほど紹介しましたように宮津氏のメールの中では、「破棄は不味いよね」ということをしているわけですから、それは言外に指示をした、とめなかったことは指示したことになるということ、あまりにも恣意的な飛躍した構想であって、事実関係から見ればそのことは、知事がそのことをとめなかったから指示したんだということは、あまりにも飛躍した論理の組み立てだと思うわけで、これについては同意できません。

小林委員長 討論を終局いたします。採決をいたします。ただいまの提案に対して、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

多数、決定いたしました。

宮澤副委員長 共産党の毛利さんから出されたのがございますが、今の討論の中で事実認定は尽きているというお話でございましたので、そのようにさせていただきたいと思えます。事実認定については、協議会で委員長、副委員長の手元にまいったのは以上の認定だけでご

ざいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

石坂委員 今後の委員会運営、議事進行について、発言させていただきますがよろしいでしょうか。

小林委員長 はい。

石坂委員 今、事実認定が2の項目については基本的に終わりました、副委員長のお話のとおりです。あと、先ほど各会派から、委員から提案されたことの中には、2点でしたか、偽証認定の提案がされておりますが、私ども、この偽証認定につきましては、けさほど出された資料もありますので精査をさせていただきたく、持ち帰りを認めていただければ大変ありがたいと思ひますので、御提案させていただきます。

小林委員長 ただいまの提案、偽証認定については持ち帰りという提案でございますが、その提案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員であります。それでは持ち帰りに決定をいたしました。したがって採決は後の委員会とさせていただきます。

この際、何か御発言ございますか。

(「なし」という声あり)

それでは、本日予定いたしました論点整理を以上で終了させていただきます。次回委員会は、2月8日(水)午前9時30分から協議会を開催した後、引き続き委員会を開催し、論点整理を行います。

予定した協議事項は以上であります。この際、何か特に御発言がございますか。

(「なし」という声あり)

御発言がありませんので、以上をもちまして委員会を閉会いたします。御苦勞様でした。

閉会時刻 午後7時1分